

2 子育て支援に関する計画の作成

勸 告	説明図表番号
<p>(1) 地域の実情に即した計画作成の推進</p> <p>平成 25 年 4 月に策定された加速化プランでは、27 年 4 月からの新制度の取組を先取りするものとして、賃貸方式や国有地も活用した保育所整備や認可を目指す認可外保育施設への支援などが示されている。加速化プランでは、待機児童の解消に取り組む市町村（注 1）のうち、加速化プランに参加して支援の活用を希望する市町村が対象となっている。加速化プランに参加する市町村は、「待機児童解消加速化プランの実施方針」に基づく「待機児童解消加速化計画」及び「保育拡大計画」の提出について（第 4 次依頼）（平成 27 年 4 月 3 日雇児保発 0403 第 1 号）等（注 2）に基づき、緊急集中取組期間（25 年度及び 26 年度）及び取組加速期間（27 年度から 29 年度まで）における「待機児童解消加速化計画」（以下「加速化計画」という。）を作成することとされており、保育拡大量及び待機児童数について、27 年度当初までに整備した施設及び採択した事業ごとの実績と 30 年度当初までの見込みを記載することとされている。</p> <p>平成 27 年 4 月から開始された新制度では、支援法第 61 条第 4 項及び第 5 項により、市町村は、1(3)で述べた市町村計画を作成するに当たっては、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向などを勘案することとされ、また、子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情の正確な把握に努めることとされている。また、基本指針では、市町村計画を作成するに当たって、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、子育て支援に係る潜在的な利用希望も含めて把握するために保護者に対する調査（以下「需要把握調査」という。）を行うよう求めており、国は、市町村向けに「調査票のイメージ」を示している。</p> <p>また、基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとされている。市町村は、教育・保育提供区域ごとに、需要把握調査により把握した需要を基に、市町村計画期間における年度別の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに当該「量の見込み」に対応する提供体制の確保の内容及びその実施時期を示した「確保方策」を市町村計画に盛り込むこととされている。</p> <p>国は、市町村が「量の見込み」を算出するに当たって参考にできるよう、「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成 26 年 1 月 20 日付け内閣府事務連絡。以下「手引き」という。）を示している。手引きは、市町村計画における「量の見込み」の標準的な算出方法を示すものであり、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえた上で、より効果的、効率的な方法により算出することを妨げるものではないとされている。ただ</p>	<p>表 1-(1)-7（再掲）</p> <p>表 2-(1)-1</p> <p>表 2-(1)-2</p> <p>表 2-(1)-3</p> <p>表 2-(1)-2（再掲）</p> <p>表 2-(1)-4</p>

し、この場合においても、「潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定める」という新制度の基本的考え方を踏まえる必要があるとされている。

今回、各市町村における加速化計画の達成状況、新制度における市町村計画を作成するに当たっての需要の把握状況並びに「量の見込み」及び「確保方策」の設定状況について調査したところ、以下の実態がみられた。

(注1) 原則として待機児童数が1人以上であり、加速化計画を提出し、実施方針に定める事業を1事業以上実施する市町村を対象としている。ただし、待機児童がいない場合であっても、市町村において、今後、潜在的な需要も含め、保育の需要の増大が見込まれる場合は対象となる。また、財政力指数が1.0以上の市町村にあっては、待機児童数が10人以上、かつ、保育拡大量が90人以上の場合のみ対象となる。

(注2) 平成25年度及び26年度の加速化計画の作成は、「待機児童解消加速化プラン」の実施方針に基づく「待機児童解消加速化計画」について」の第1次から第3次までの依頼に基づく。なお、「保育拡大計画」の提出については、第3次依頼からである。

ア 加速化計画の進捗状況

今回、調査対象である66市町村のうち、加速化計画の平成27年度当初における目標達成状況が確認できた50市町村について、その達成状況を調査したところ、次のとおり、整備箇所数や利用定員数の目標は達成しつつも、待機児童削減目標は達成できていない傾向がみられた。

- ① 整備箇所数については28市町村(56.0%)が、利用定員数についても28市町村(56.0%)が目標を達成している。
- ② 上記①の市町村のうち、整備箇所数又は人数のどちらか一方のみ目標を達成しているのは10市町村あるが、このうち、9市町村(90.0%)は待機児童削減目標が達成できていない。また、整備箇所数及び利用定員数のいずれの目標も達成できている23市町村においても、このうち、17市町村(73.9%)は待機児童削減目標が達成できていない。

上記の待機児童削減目標を達成できていない26市町村からは、達成できなかった理由として、新制度の開始による保護者の期待感の高まりや施設整備による新たな需要が掘り起こされたとする意見のほか、保育施設の入所要件の緩和や大型マンションの建設等による転入者の増加に伴う保育需要の増加など、潜在的な需要を勘案した需要予測の見込みの不十分さを挙げるものがあった。

加速化計画は、新制度開始前から作成されてきたものであるが、潜在的な需要も含めた需要の適切な把握が効果的な保育施設の整備及び事業の実施にとって重要であることがうかがえる。

イ 教育・保育提供区域の設定状況

基本指針第三の二の1では、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、一方、市町村が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整(後述2(2)参照)の判断基準となること等から、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業

表2-(1)-5

表2-(1)-6

表2-(1)-2(再掲)

ごとに教育・保育施設等や各事業の広域利用（後述 2(2)参照）の実態が異なる場合には、その実態に応じて、これらの認定区分又は事業ごとに設定することができる」とされている。

今回、調査対象である 66 市町村における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の教育・保育提供区域の設定状況について調査したところ、教育・保育については、25 市町村（37.9%）が市町村全域を一つの区域として設定し、残りの 41 市町村（62.1%）は行政区等の複数の区域を設定していた。また、上記の 25 市町村であっても、地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童クラブについては原則小学校区単位で実施されていることもあり、うち 6 市町村（24.0%）が小学校区単位で教育・保育提供区域を設定していた。

放課後児童クラブの教育・保育提供区域の設定状況をみると、調査対象である 66 市町村のうち、46 市町村（69.7%）が小学校区以外の教育・保育提供区域を設定しており、このうち 27 市町村（40.9%）が市町村全域を教育・保育提供区域として設定していた。

上記の 27 市町村の中には、放課後児童クラブが実施されていない私立小学校の児童が送迎バスで通うなどの広域的な利用がある、市内の全小学校で希望者全員が放課後児童クラブを利用できる状況のため区域設定の必要がないなど、地域の実情により市町村全域を一つの教育・保育提供区域として設定している市町村がある一方、十分に検討する時間的余裕がなかった等を理由に全事業について市町村全域で設定したとしている市町村もあった。

上記の放課後児童クラブの教育・保育提供区域の設定別に待機児童が生じている施設を有しているかどうかの状況をみると、市町村全域を 1 区域として設定している 27 市町村では 10 市町村（37.0%）で、小学校区単位で設定している 20 市町村では 10 市町村（50.0%）で待機児童が生じている施設を有していた。

また、上記の 27 市町村のうち、2 市町村では、当省の調査日時点で待機児童が生じている放課後児童クラブを一部に有していたが、市町村計画上、市町村全体では供給が足りており、かつ 5 年間の計画期間を通じて新たな整備を行わないものとなっていた。ただし、当該 2 市町村では、市町村計画作成時には待機児童は生じておらず、また、平成 27 年度に放課後児童クラブを新たに設置するなど、待機児童の発生状況に応じた対策がとられていた。

一般的に教育・保育提供区域の設定が広域に設定される場合、一部の地域において供給が需要を満たさない場合でも、市町村計画上、供給不足が表面化せず、施設や事業が必要とされる地域に的確な「確保方策」が設定されないおそれがある。このため、教育・保育提供区域を設定する場合は、事業の実態に応じた教育・保育提供区域の設定について十分に検討することが重要であるといえる。

ウ 需要の把握対象の適切な選定

今回、調査対象である 66 市町村における需要の把握状況について調査したと

表 2-(1)-7

表 2-(1)-8

表 2-(1)-9

表 2-(1)-8 (再掲)

表 2-(1)-10

<p>ころ、次のような状況がみられた。</p>	
<p>① 需要把握調査については、全ての市町村で「調査票のイメージ」を基にアンケート形式により実施されているが、独自に質問項目を追加したり、対象者の抽出方法を工夫したりするなど市町村独自の方法で実施しているところもみられた。</p>	表 2-(1)-11
<p>② 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業（病児保育事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び一時預かり事業（幼稚園型）に限る。以下、本項目において同じ。）の需要の把握対象については、各市町村で事業の対象となる年齢（学年）全てに需要把握調査を行っている市町村が 37</p>	表 2-(1)-12
<p>市町村あり、中には現在の事業の直接の対象ではないが、将来的な保育の需要となる妊婦や 2、3 年後に放課後児童クラブの対象となる 3 歳児及び 4 歳児を需要把握調査の対象とするなど工夫している市町村がある一方、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の対象者について、事業を利用する実績が少ないなどの理由で未把握又は一部の者のみを対象としている市町村が 29 市町村みられた。</p>	表 2-(1)-13
<p>需要把握調査の対象を工夫している市町村の中には、母子健康手帳被交付者を対象に調査することで、現在の就労状況や出産後の育児休業の取得予定等を把握し、0 歳児から 2 歳児の保護者のうち保育を必要とする者の割合を算出するなど「量の見込み」の算出のためのデータとして活用できているものがみられた。一方、上記の 29 市町村の中には、次のとおり、潜在的な需要を十分に把握した上で「量の見込み」を算出できていないと思われる事例がみられた。</p>	表 2-(1)-12 (再掲)
<p>① 平成 27 年度から放課後児童クラブの利用者の範囲は、従来のおおむね 10 歳未満とされていたものから小学校在学中まで拡大することになっていたが、当該拡大部分についての需要把握調査を行う際、調査時点で小学 4 年生及び 5 年生だった者は、翌年以降、放課後児童クラブを利用しないと判断し、その対象範囲を放課後児童クラブに在籍する小学 3 年生に限定していた。しかし、実際には、利用しないと見込んだ対象の学年の約 50 人から利用申込みがなされるなど、将来的に利用を希望している保護者などの潜在的な需要を十分に把握できていたとはいえないもの（1 市町村）</p>	表 2-(1)-13 (再掲)
<p>② 放課後児童クラブの需要把握調査は 5 歳児のみを対象とし、小学 2 年生以上は過去の利用実績で「量の見込み」を算出したため、将来的に利用を希望している保護者などの潜在的な需要を十分に把握できていなかったおそれがあり、結果として、平成 27 年度の利用実績よりも少ない「量の見込み」となっているもの（1 市町村）</p>	表 2-(1)-14
<p>エ 保育の必要性の認定基準の緩和による新たな需要の把握状況</p>	
<p>支援法第 20 条により、保護者が保育施設を利用するには、市町村から保育の必要性の認定を受ける必要がある。保育の必要性の認定基準については、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「支援法施行規則」という。）第 1 条に保護者の労働又は疾病その他の事由（以下「保育の</p>	表 2-(1)-15
<p></p>	表 2-(1)-16

必要性の事由」という。)が規定されており、その該当の有無は市町村が判断することとされている。

保育の必要性の事由のうちの一つである保護者の就労時間の基準については、「1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が(中略)定める時間以上労働することを常態とすること」(注)とされている。また、求職活動については「求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること」とされている。

平成25年12月に行われた厚生労働省の調査によると、保育を実施している全国の1,719市町村における就労時間の下限の設定状況については、月64時間を超える就労時間の下限を設定している市町村が198市町村(11.5%)みられ、今後、国の新基準を踏まえた見直しが必要となる市町村が多数みられる。実際、これまでの保育の必要性の認定基準を変更(緩和)した、又はする予定の市町村もあり、この場合、従来は保育の必要性の認定対象でなかった者が対象となる。

表2-(1)-17

今回、調査対象である66市町村のうち、平成27年度から保育の必要性の認定基準を変更(緩和)する予定であった2市町村の市町村計画における「量の見込み」への反映状況について調査したところ、就労時間の緩和を予定していたため、教育・保育提供区域別に算出した「量の見込み」に就労要件の緩和による影響を反映した補正係数を乗じて算出した結果、実態に近い数値の算出となっているものが1市町村ある一方、保育の必要性の認定基準(保護者の就労時間及び求職要件)の緩和を予定していたが、それによる需要の大幅な増加を市町村計画に見込んでおらず、27年度の施設の利用申込者数が「量の見込み」を上回っているものが1市町村みられた。

表2-(1)-18

以上のことから、正確な需要の把握のために、市町村計画期間内において保育の必要性の認定基準の変更(緩和)を予定している場合は、需要把握調査で把握した現在の就労状況及び就労予定を加味し、また、基準の変更(緩和)によって新たに生ずる保育需要を可能な限り見込んだ上で「量の見込み」を算出する必要があると考えられる。

表2-(1)-19

(注)保護者の就労時間の基準については、支援法施行規則附則第2条において、支援法の施行日(平成27年4月1日)から起算して10年を経過する日までの間は、48時間から64時間までの範囲に限定しないとする経過措置が規定されている。

オ 推計児童数の変動に係る情報共有の推進

基本指針第三の二の2の(一)では、「量の見込み」の算出の際、必要に応じて社会的流出の動向等を勘案することができることとされている。アで述べたとおり、加速化計画で整備箇所数や人数の目標は達成されているが待機児童削減目標を達成できていない理由として、大型マンションの建設等による転入者の増加に伴う保育需要の増加を挙げている市町村もあり、将来における特殊な人口変動、例えば、大規模な住宅開発や鉄道新設等の都市開発による人口流入などを勘案した上で算出することは教育・保育及び地域子ども・子育て支援事

表2-(1)-2(再掲)

<p>業の対象となる子どもの数を適切に推計するに当たって重要なものとなってくる。</p>	
<p>国土交通省が公表した平成 27 年度の「住宅経済関連データ」及び「住宅市場動向調査」によると、待機児童が多く生じている首都圏及び近畿圏では、マンションの販売戸数は、22 年以降毎年約 6 万戸から約 8 万戸の水準を保っており、マンション購入世代も子育て世代である 30 歳代から 40 歳代までで約 7 割を占めるなど、マンション等の住宅の大規模開発による人口流入は、就学前児童の推計に大きな影響を与える要素になると考えられる。</p>	表 2-(1)-20-1、2
<p>今回、調査対象である 66 市町村における住宅の大規模開発等による社会的流出入の動向等の市町村計画への反映状況を調査したところ、i) 需要把握調査結果と実際の利用児童数・待機児童数等を比較した結果、現状との差が大きかった教育・保育提供区域において、事業所数などの就業の要素の分析を行い、就労による他の地域からの流入が多い地域への流入分を当該地域の需要に上乘せしたり、ii) 住宅の大規模開発等を加味した推計児童人口を見込むなど工夫している市町村が 6 市町村でみられ、この中には子育て支援担当部局がその他の関係部局等から住宅の大規模開発等による社会的流出入の動向等の情報収集などを行っている市町村もみられた。一方で、市町村内における子育て支援担当部局とその他の関係部局等間の住宅開発情報等の共有状況について確認できた 19 市町村のうち、7 市町村ではその他の関係部局等との間で情報を共有することとなっていなかった。また、このうち 2 市町村では、次のとおり実際に市町村計画の作成前後に住宅の大規模開発等が行われたが、市町村計画には反映されていない事例がみられた。</p>	表 2-(1)-21
<p>① 住宅の大規模開発により今後 200 人から 300 人の子どもが増えることが見込まれたが、子育て支援担当部局は、当該開発について、住宅開発担当部局から部内決裁の合議が回送されて初めて把握しており、市町村計画の完成直前でもあったため「量の見込み」には反映できていない。なお、実態として当該宅地造成が行われた教育・保育提供区域では平成 27 年度に 3 人の待機児童が生じている。</p>	表 2-(1)-22
<p>② 都道府県が施設の仕様や子育て支援サービスの提供等、ハードやソフトの両面において子育てに配慮したマンション等であることを認定する制度を導入しており、当該市町村内の複数の地域において、平成 24 年度から 27 年度の当省の調査日時点までに、計 1,179 戸が認定されているが、子育て支援担当部局及び住宅開発担当部局には、このような子育て世代を主な対象としたマンション等の開発情報は、当該都道府県から提供されておらず、また、従来から両担当部局との間で情報共有する仕組みとなっていなかったため、市町村計画の「量の見込み」及び今後どこに保育所等を整備するかなどの整備方針には反映されていない。なお、実態として、当該市町村では、平成 27 年度に 95 人の待機児童が生じている。</p>	表 2-(1)-23
<p>教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の対象となる子どもの数を推計</p>	

するに当たっては、大規模な住宅開発等の都市開発の要素を市町村計画に反映するかどうか検討できるようにするために、関係部局間で情報共有することは重要である。

カ 「量の見込み」の算出に当たっての適切な補正の実施

手引きは、市町村計画における「量の見込み」の標準的な算出方法を示すものであり、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえた上で、より効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではないとされている。このため、市町村は、手引きの活用に加え、需要把握調査の結果や過去の利用実績などの地域の実情を考慮し、市町村計画として実効性を持たせるために様々な方法で補正を行っている。

表 2-(1)-4 (再掲)

今回、補正状況が確認できた 64 市町村における補正状況を調査したところ、60 市町村で何らかの補正を行っている状況であった。これらの補正内容をみると、①市町村計画期間中の子どもの数の推計値は減少傾向であるが、保育需要の増加といった実情から潜在的な需要が一定数顕在化するものと仮定し、市町村計画期間中は平均的に「量の見込み」が増加するよう算出したり、②手引きでは 2 号認定の「量の見込み」について 3 歳児から 5 歳児までの保育の需要を算出するものとなっているが、3 歳児の就園率と 4 歳児及び 5 歳児の就園率に差があったため別々に算出したりするなど地域の実情に応じて補正している市町村がみられた。

表 2-(1)-24

一方、過去の利用実績よりも少ない「量の見込み」が算出されるも、利用実態に合った補正がなされておらず、平成 27 年度の入所者数と市町村計画上の「量の見込み」に 462 人の違いが生じているものが 1 市町村みられた。基本指針では、「量の見込み」は、現在の利用状況や過去の利用実績のみならず、保護者の利用意向といった潜在的需要を加えて算出することとされている。このため、利用実績より少ない「量の見込み」が算出された場合は、利用実績から推定される需要のみならず潜在的需要が「量の見込み」に反映されているか検討し、実際の利用申込数に可能な限り近い「量の見込み」となるよう必要に応じて補正を行うなどの措置を講ずる必要があると考えられる。

表 2-(1)-25

また、「量の見込み」の算出の基礎となる児童人口の推計に当たって、他部局が過去に算出した人口推計を基礎としたが、当該人口推計値が実際の住民基本台帳人口を下回っていることを市町村計画の作成段階で把握したにもかかわらず、他部局の人口推計との一致を優先させたため、必要な補正を行っていないものが 1 市町村みられた。当該市町村は、過去の行動計画等でも他部局の児童人口の推計を用いた結果、実際の住民基本台帳人口と差が生じており、保育所入所児童数の目標値を上方修正している。当該市町村は、過去の結果及び市町村計画作成時の住民基本台帳の人口を踏まえて、推計児童人口を見直す余地があったと考えられる。

表 2-(1)-26

一方で、66 市町村の中には補正の方法が分からない、他の市町村の方法を参考としたいが情報が無いといった「量の見込み」の算出及び補正事例の情報提

表 2-(1)-27

供について国に対して意見を有するものが7市町村あった。市町村によって人口規模や待機児童の発生状況等の地域の実情は異なるため、国が一律にその方法を示すことは困難と思われるが、各市町村が今後の市町村計画の作成及び見直しの際に参考となるよう、市町村における補正事例を取りまとめ、情報を提供することが有用であると考えられる。

キ 市町村における適切な「確保方策」の設定

市町村は、市町村計画に教育・保育提供区域ごとの「量の見込み」に対する「確保方策」を設定することとされており、基本指針では、平成29年度末までに各年度の「量の見込み」に対応する特定教育・保育施設等を整備することを目指すこととされている。

表2-(1)-2 (再掲)

今回、調査対象である66市町村において、市町村全体の「量の見込み」に対する「確保方策」の設定状況を調査したところ、教育は93.9%、保育の2号認定は86.4%、3号認定(1歳児及び2歳児)は69.7%、3号認定(0歳児)は71.2%の市町村が平成29年度末までに待機児童を解消予定としており、地域子ども・子育て支援事業は3事業とも約9割の市町村において31年度末までに解消予定としていた。また、全体の約7割の市町村が、平成31年度末までに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業双方の需要を満たす「確保方策」を設定している状況がみられた。

表2-(1)-28

「確保方策」を設定するに当たっては、需要把握調査の結果の内容、既存の施設・サービス等の提供状況、今後整備を予定する施設・サービス等の見込みや土地の確保状況、今後の整備方針等、様々な要素を考慮することが効果的、効率的な施設整備の観点から重要であると考えられる。

表2-(1)-29

今回、66市町村の中には、i)教育・保育提供区域ごとの待機児童数や教育・保育提供区域をまたいだ利用状況等の実情を分析した上で「確保方策」を設定、ii)平成27年度以降の利用定員について、既存の施設にヒアリングし、実態に即した「確保方策」を設定するなど、地域の実情に応じた設定をしているものがそれぞれ1市町村みられた。

表2-(1)-30

一方、中には、次のとおり、実態に即していない「確保方策」が設定されることで、的確な需給の判断ができずに適切な施設等の整備が進まないおそれのあるものがみられた。

表2-(1)-31

- ① 保育所の面積に対し、基準上入所させることができる最大の受入可能児童数(限界数値)を「確保方策」として用いているが、当該「確保方策」は、実際の受入可能上限である認可定員の合計数よりも多くなっており、市町村計画上、過剰な定員の確保ができていると判断を誤るおそれがあるもの(1市町村)
- ② 「量の見込み」の数値と「確保方策」の数値に差がないように設定することとしており、「確保方策」の設定が需要把握調査の結果を踏まえたものとなっていないため、実態に合った「確保方策」とはいえず、平成27年度の「確保方策」の人数が28年4月1日時点の保育所等の定員よりも約2千人

多く計上されているもの（1市町村）

(2) 広域的な施設利用状況の把握の推進

広域的な施設利用とは、市町村域を超えて教育・保育施設等を利用すること（以下「広域利用」という。）をいう。特に、施設利用に当たって保護者と施設が直接契約を行う認定こども園及び幼稚園については、地域によっては、広域利用の実態が恒常的にみられる。

教育・保育施設等の広域利用については、基本指針第三の二の二の(二)において、「当該市町村に居住する子どもについて、他の市町村の教育・保育施設又は地域型保育事業により教育・保育の利用を確保する必要があると見込まれる場合には、あらかじめ、当該他の市町村と調整を行うとともに、必要に応じて、都道府県が広域的な観点から市町村間の調整を行うこと」とされており、当該調整が整った場合は、手引きを参考に、市町村計画に反映させるよう求めている。

また、基本指針第三の一の二の(三)では「市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するに当たって、私立幼稚園の運営の状況等を円滑に把握することができるよう、都道府県は、市町村に必要な支援を行うこと」とされている。

新制度では、都道府県及び市町村は、特定教育・保育施設等から認可・認定の申請があった場合には、基準を満たし、かつ、都道府県計画や市町村計画で定めた教育・保育提供区域における「利用定員の総数」（供給）が、「必要利用定員総数」（需要）に既に達しているか、これを上回る場合を除き、原則として認可・認定を行わなければならない（基本指針第三の二の二の(二)の(2)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第7項及び第17条第6項並びに児童福祉法第34条の15第5項及び第35条第8項。以下、需要と供給を踏まえた認可・認定を行うことを「需給調整」という。）とされている。

新制度に移行していない私立幼稚園の認可制度には、需給調整の仕組みは導入されていないが、都道府県計画の作成に当たって、当該私立幼稚園の広域利用の状況を反映させているか否かは、1号認定者等が入園の対象となる認定こども園の整備に当たっての需給調整の判断に大きな影響を与えることになる。

また、都道府県計画の作成に当たっては、基本指針において、市町村計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計することが基本とされているため、市町村計画にも施設の広域利用の状況が反映されていることが重要となる。

一方、地域子ども・子育て支援事業に係る施設には、広域利用の調整や需給調整に関する取決めは示されていない。

ア 教育・保育施設等における広域的な施設利用状況の把握の推進

(市町村計画における広域利用の反映状況)

今回、調査対象である66市町村における市町村計画への教育・保育の広域利用の反映状況について調査したところ、17市町村が広域利用の状況を反映しており、うち10市町村は教育部分（認定こども園及び幼稚園）のみの状況を反

表2-(2)-1

表2-(2)-2

表2-(2)-1（再掲）

表2-(2)-3

表2-(2)-1（再掲）

表2-(2)-4

<p>映していた。当該 17 市町村の中には、「量の見込み」又は「確保方策」において数百人もの広域利用者数を計上しているものがみられた。</p>	表 2-(2)-5
<p>また、市町村計画に教育・保育の広域利用を反映していない理由が把握できた 49 市町村では、市町村間の相互の広域利用の実態がほぼ同数であり相殺される等、自市町村内の施設整備に影響が生じないと判断したためとするものが 12 市町村ある一方、自市町村民が他市町村の施設を利用する方が大幅に多く、自市町村内の施設整備に影響がないためとするものも 1 市町村みられた。しかし、自市町村民の需要を他市町村の施設も含めて満たしている場合、関係市町村と調整して市町村計画に反映しないと、本来は他市町村の施設を利用している需要が自市町村の需要として反映され、また、他市町村には自市町村民の需要が反映されないことになる。このことは、両市町村における施設の広域利用状況の把握に差が生じることとなり、都道府県の需給調整にも影響が生じるおそれが出てくる。</p>	表 2-(2)-6
<p>また、市町村計画に広域利用を反映している 17 市町村の中には、次のとおり、他市町村との調整不足により市町村計画間の整合性が取れていないこと、また、市町村計画及び都道府県計画の間の整合性が取れていないことから、都道府県の需給調整に影響が出るおそれがある事例がみられた。</p> <p>① 他市町村と調整をした上で、市町村計画に広域利用の数値（「量の見込み」が 8 人、「確保方策」が 6 人）を反映しているが、他市町村の市町村計画には数値が反映されていないもの（1 市町村）</p> <p>② 市町村計画において、他市町村と調整をしていないにもかかわらず、市町村外における「確保方策」（最多で 221 人）を設定しているもの（2 市町村）</p> <p>③ 市町村計画には広域利用の数値（「量の見込み」が 40 人、「確保方策」が 50 人）を反映したものの、都道府県には反映前の数値が伝えられていたため、都道府県計画には当該数値が反映されておらず、市町村計画と都道府県計画とで整合性が取れていないもの（1 都道府県、1 市町村）</p> <p>このように、市町村計画と都道府県計画とで広域利用の整合性が取れていない場合はもとより、市町村計画間で広域利用の調整を行わず、その利用状況が反映されていない場合についても、都道府県計画は、市町村計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として作成されていることから、需給調整に影響を与えるおそれがある。</p>	表 2-(2)-7
<p>（施設の広域利用の把握状況）</p> <p>特に広域利用が恒常的にみられる認定こども園、私立幼稚園等の広域利用については、その利用状況を把握し、市町村計画に反映するか十分に検討する必要があると考えられる。</p> <p>しかし、私立の認定こども園の幼稚園部分及び新制度に移行している私立幼稚園における他市町村からの広域利用については、他市町村から施設に施設型給付が直接支給されることから、市町村はその状況を把握することが難しい背景がある。今回の調査で、これらの施設の他市町村からの広域利用の状況を市</p>	表 2-(2)-8

町村別に把握していたのは、該当する施設を有し、その状況を把握できた 49 市町村のうち、33 市町村（67.3%）であった。

また、新制度に移行していない私立幼稚園における他市町村からの広域利用及び他市町村への広域利用の双方についても、保護者から施設に直接申込みが行われ、入所者の選考も施設が行うため、市町村は事務手続上の関与がないことなどから把握することが難しい背景がある。今回の調査で、これらの施設の双方の広域利用の状況を市町村別に把握していたのは、該当する施設を有し、その状況を把握できた 32 市町村のうち、22 市町村（68.7%）であった。

表 2-(2)-8 (再掲)

一方、市町村計画に幼稚園の広域利用の状況を反映していた 16 市町村について、その方法を調査したところ、都道府県が市町村からの要望等を通じ、施設の広域利用の状況を把握し、その情報を提供しているものが 4 都道府県で見られ、この情報を活用して市町村計画に反映しているものが当該 4 都道府県内に 6 市町村あった。また、当該 6 市町村の中には、市町村単独による広域利用の状況の把握が困難であることから、都道府県主導による市町村間の調整、広域利用の情報提供等の支援が必要であるとの意見があり、都道府県が私立幼稚園の利用状況を把握し、市町村に対して情報提供することは、市町村が市町村計画における広域利用について検討する上で、重要であると考えられる。

表 2-(2)-9

さらに、市町村間及び市町村と都道府県との間における計画の整合性や市町村間の調整について、都道府県が確認・助言等を行うことも重要な役割であると考えられる。広域利用の調整に関する都道府県の取組内容を聴取したところ、市町村計画に幼稚園の広域利用を盛り込むべきと考えられる市町村に対し、都道府県が、直接、調整を行う等の取組をしているものが 10 都道府県みられ、この中には、広域利用について、市町村計画間の整合性が取られていない場合に、都道府県が調整を行うことで、関係市町村の市町村計画への反映に至っている事例がみられた。一方、新制度の実施主体が市町村であることから市町村に対して積極的に関与する立場にない等の意見も 3 都道府県で見られた。都道府県は市町村の主体性を尊重しつつも、市町村計画の整合性の確認や必要に応じて助言等の支援をすることが望ましいと考えられる。

表 2-(2)-10

イ 病児保育事業に係る施設における広域的な施設利用状況の把握の推進

病児保育事業は、保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際や病気の回復期で自宅での保育が困難な場合に、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業をいい、乳幼児又は小学校に就学している子どもを対象としている。

表 2-(2)-11

また、児童福祉法第 21 条の 8 及び第 21 条の 9 により、市町村は、その区域内において、病児保育事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならないとされ、支援法第 59 条第 11 号及び第 61 条第 2 項第 2 号においても、病児保育事業を新制度における地域子ども・子育て支援事業に位置付け、市町村計画に「量の見込み」及び「確保方策」を設定した上で、市町村が主体となって病児保育事業を行うこととされている。

表 1-(3)-6-1 (再掲)

表 2-(1)-1 (再掲)

<p>内閣府の公表資料によると、病児保育事業を実施する施設（以下「病児保育施設」という。）は、平成 26 年度で 1,839 か所となっている。また、病児保育事業は、平成 27 年度で 792 市町村において実施され、延べ約 61 万人が利用している。</p>	表 2-(2)-12
<p>今回、調査対象である 66 市町村に設置されている 221 病児保育施設における稼働状況についてみると、次のとおり、稼働率が低い施設が多い状況等がみられた。</p>	
<p>① 病児保育施設を 1 施設のみ設置しているものが 23 市町村（34.8%）あり、未設置のものも 4 市町村（6.1%）あった。</p>	表 2-(2)-13
<p>② 稼働率が把握できた 205 施設の年間平均稼働率をみると、最頻値は 20%以上 30%未満の 34 施設（16.6%）で、年間平均稼働率が 1%未満の施設も 5 施設（2.4%）あった。</p>	表 2-(2)-14
<p>③ 稼働率が全国平均（45.0%）よりも低くなっている 12 施設では、その理由として、病児保育事業自体の周知不足とする 4 施設（33.3%）のほか、インフルエンザ等が流行する時期には利用者が多いものの、それ以外の時期には利用者が定員に満たないため、全期間で見ると稼働率が低くなるとする 3 施設（25.0%）などがみられた。</p>	表 2-(2)-15
<p>市町村に病児保育施設が設置されていない場合や設置されていてもその稼働率が低い場合は、隣接する市町村の既存の病児保育施設を他市町村の住民が広域的に利用できるようにすれば、既存の施設の利用者が増えることで運営の安定化につながり、病児保育施設のない市町村の住民にとっては施設利用の利便性が高まることになると考えられる。この場合、必要に応じて、隣接する市町村間で協定等を結び、費用負担等について決定しておくことが望ましい。</p>	
<p>一方、病児保育施設が所在する市町村（以下「所在地市町村」という。）以外の住民が施設を広域利用すること等について市町村計画への反映やその調整に関する取決めは、基本指針等では示されていない。</p>	
<p>今回、病児保育施設における広域利用者の受入状況や市町村間の調整の有無による利用状況の違いについてみたところ、以下のような状況であった。</p>	
<p>（病児保育施設における広域利用者の受入状況）</p>	
<p>今回、66 市町村に設置されている 221 病児保育施設の広域利用の状況等について調査したところ、次のような状況がみられた。</p>	
<p>① 広域利用の認否が確認できた 209 施設のうち、広域利用を認めているものが 108 施設（51.7%）、認めていないものが 101 施設（48.3%）あった。</p>	表 2-(2)-16
<p>② 上記①の広域利用を認めている 108 施設のうち、市町村が施設の年間延べ広域利用者数を把握している 62 施設の利用状況についてみると、全体の 7.0%（3,755 人／5 万 4,007 人）が広域利用者となっていた。</p>	表 2-(2)-17
<p>③ 上記①の 209 施設のうち、年間平均稼働率が確認できた 205 施設の同稼働率は、広域利用を認めている施設では平均 51.7%であるのに対し、広域利用</p>	表 2-(2)-18

を認めていない施設では平均 36.7%であった。

このように、広域利用を認めている施設では、実際に広域利用者が確認できるとともに、広域利用を認めていない施設と比較し、施設の稼働率が高い傾向がみられた。

また、今回、調査対象である 21 病児保育施設のうち、広域利用を認めていない 11 施設からは、次のような理由が挙げられた。

- ① 市町村間における広域利用の調整が未実施等であることにより、広域利用者が市町村から補助を受けられないことを理由とするものが 3 施設あった。
- ② 市町村から委託を受けて事業を実施しており、市町村の方針によることを理由としているものが 5 施設あり、このうち、市町村が広域利用を認めるのであれば広域利用の実施を前向きに検討したいとするものが 3 施設あった。

(広域利用の調整の有無による病児保育施設の稼働状況等の違い)

病児保育施設の広域利用に関して、費用負担等を含む市町村間の調整が行われていない場合は、病児保育施設の広域利用者は、その居住する市町村から補助を受けられないことが想定される。

今回、調査対象のうち、病児保育施設を設置し、関係市町村との病児保育施設の広域利用の調整の状況が確認できた 60 市町村におけるその調整の有無及び当該 60 市町村内で広域利用を認めていることが確認できた 103 病児保育施設における施設の稼働状況等の違いについて調査したところ、次のとおり、市町村間の調整により、稼働率の改善に効果を上げた事例や、利用者の負担額が区々となっている状況がみられた。

- ① 市町村間で病児保育施設の広域利用の調整を行っているものは 7 市町村 (11.7%) あった。
- ② 平成 27 年度の広域利用者数は、年間延べ利用者数 815 人に対して 20 人 (2.5%) だったが、近隣 8 市町村で病児保育施設の広域利用に関する協定を締結し、28 年度当初から適用したところ、28 年 4 月から 7 月までの 4 か月間で、広域利用者数は、延べ利用者数 378 人に対して 42 人 (11.1%) となり、稼働率も 70.5% から 94.5% に向上したものが 1 施設あった。
- ③ 市町村間の調整がなく、広域利用者が補助を受けていないことにより、広域利用者の施設利用料金が所在地市町村の利用者と比較して高額となっているものが 21 施設あった。

市町村における特定教育・保育施設等の整備や地域子ども・子育て支援事業の実施は、市町村計画に基づき進められている。このため、住民の教育・保育の需要を可能な限り正確に把握し、それに即した施設整備や事業等を効果的かつ計画的に実施していくことが望ましい。また、病児保育施設では、広域利用に向けた市町村間の調整が施設の稼働率向上に寄与しているのがみられることから、施設の活用を図る観点からは、必要に応じて、病児保育施設の広域利用の状況について市町村計画への反映を検討するとともに、市町村間での調整が図られることが望ましい。

表 2-(2)-19

表 2-(2)-20-1~3

しかし、前述してきたように、市町村計画の「量の見込み」や「確保方策」の算出方法が実態を捉えていないと思われる事例や都道府県及び市町村間の連携、市町村における関係部局間の連携が不十分な事例がみられた。

【所見】

したがって、内閣府は、地域の実情に即した実効性のある内容の都道府県計画及び市町村計画を作成する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 市町村に対し、次の点を要請すること。

- i) 需要把握調査における調査対象の適切な選定や保育の必要性の認定基準の緩和等の潜在的需要の把握に努めた上で「量の見込み」を算出するとともに、その結果に基づき、実態に即した「確保方策」を設定すること。
- ii) 将来の需要が見込まれるような都市開発等の情報を関係部局間で共有すること。
- iii) 広域利用の状況の市町村計画への反映に当たっては、教育・保育施設等に加えて、必要に応じて病児保育施設を対象にすることを検討するとともに、両者の反映に当たっては、関係市町村と調整をすること。

② 都道府県に対し、次の点を要請すること。

- i) 市町村が市町村計画に広域利用を反映するための検討に資するよう、市町村からの要望がある場合など、必要に応じ、都道府県内の私立幼稚園及び私立の認定こども園の幼稚園部分の利用状況を把握し、情報提供すること。
- ii) 市町村との間の市町村計画の協議等を通じ、市町村計画の広域利用状況の反映の必要性について確認するとともに、必要に応じて市町村計画に反映することについて助言等すること。

③ 今後の市町村計画の作成及び見直しに当たって「量の見込み」の算出に資する補正事例を把握、整理し、市町村に情報提供すること。

表 2-1(1)-1 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの 当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 （略）

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

（注） 下線は、当省が付した。

表 2-(1)-2 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」
(平成 26 年 7 月 2 日付け内閣府告示第 159 号) (抜粋)

第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
一 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方

(略)

このため、市町村は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、管内における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、当該計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施する。

(略)

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

1・2 (略)

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

(一) 現状の分析

市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要である。

(二) 現在の利用状況及び利用希望の把握

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等(以下「利用希望把握調査等」という。)を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

利用希望把握調査等の実施に当たっては、当該調査結果を踏まえて作成する市町村子ども・子育て支援事業計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて作成する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画が、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可及び認定の際の需給調整の判断の基礎となることを勘案して、地域の実情に応じた適切な区域で行うこと。

また、都道府県は、利用希望把握調査等が円滑に行われるよう、市町村に対する助言、調整等に努めること。その際、認可外保育施設及び私立幼稚園の運営の状況等について市町村に対する情報提供を行う等、密接に連携を図ること。

4～6 (略)

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされた事項は、次に掲げる事項その他別表第一に掲げる事項とする。

なお、指定都市等及び児童相談所設置市(児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市をいう。以下同じ。)にあっては、本指針において都道府県子ども・子育て支援事業支

援計画に盛り込まれている内容のうち、指定都市等及び児童相談所設置市が処理することとされているものについては、適切に市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込むことが必要である。

1 教育・保育提供区域の設定に関する事項

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、2の（二）の(2)に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

この場合において、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。一方、教育・保育提供区域は、2の（二）の(2)に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（以下「認定区分」という。）ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

なお、市町村整備計画を作成する場合には、当該市町村整備計画に記載する保育提供区域（児童福祉法第五十六条の四の二第二項第一号に規定する保育提供区域をいう。）は、当該教育・保育提供区域と整合性が取れたものとする。

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

（一） 各年度における教育・保育の量の見込み

各年度における教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける 当該市町村に居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。具体的には、教育・保育の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準（市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準として別表第二に掲げるものをいう。別表第一において同じ。）を参考として、次に掲げる区分ごとに、それぞれ次に掲げる必要利用定員総数（(3)については、特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数及び特定地域型保育事業所（法第二十九条第三項第一号規定する特定地域型保育事業所をいう。以下同じ。）に係る必要利用定員総数の合計）を定める。

その際、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行われるよう、地域の実情に応じた見込量を定めるとともに、必要利用定員総数の算定に当たっての考え方を示すことが必要である。

また、都市部を中心とする待機児童の存在に対応した基盤整備を図るため、市町村子ども・子育て支援事業計画において必要な教育・保育の量を見込むに当たっては、満三歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、地域の実情に応じて、満三歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満三歳未満の子どもの利用定員数の割合（以下「保育利用率」という。）について、計画期間内における目標値を設定すること。その際、満三歳未満の子どもであって地域型保育事業の利用者が満三歳に到達した際に円滑に教育・保育施設に移行することが可能となるよう配慮する必要がある点に留意が必要である。

保育利用率の設定においては、市町村は、現在の保育の利用状況及び利用希望を踏まえ、計

画期間内の各年度における目標を設定すること。

必要利用定員総数及び保育利用率を定める際に、必要に応じて、地域の実情を踏まえて社会的流出入等を勘案することができる。この場合には、法第七十七条第一項及び第四項に規定する審議会その他の合議制の機関等（以下「地方版子ども・子育て会議」という。）においてその算出根拠を調査審議するなど、必要利用定員総数の算出根拠の透明化を図ること。

(1) ～ (3) (略)

(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域ごと及び次のアからウまでに掲げる区分ごとに、それぞれ次のアからウまでに掲げる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

その際、子ども・子育て支援制度が、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保を目的の一つとしていることに鑑み、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、保育の必要な子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望を十分に踏まえた上で定めること。

この場合において、市町村は、(一) で定めた保育利用率を踏まえ、「待機児童解消加速化プラン」(平成二十五年四月十九日内閣総理大臣公表)において目標年次としている平成二十九年度末までに、(一) により定めた各年度の量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを旨とし、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

なお、当該市町村に居住する子どもについて、他の市町村の教育・保育施設又は地域型保育事業により教育・保育の利用を確保する必要があると見込まれる場合には、あらかじめ、当該他の市町村と調整を行うとともに、必要に応じて、都道府県が広域的な観点から市町村間の調整を行うこと。

(略)

なお、「待機児童解消加速化プラン」等により、認可外保育施設の認可施設への移行を支援しているところであるが、当分の間、イ及びウについてはイ及びウに定める確保の内容に加え、市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等による保育の提供体制について記載することを可能とする。

ア 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども特定教育・保育施設及び幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。）

イ 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども特定教育・保育施設

ウ 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども年齢区分ごとに係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）

(以下略)

(注) 下線は、当省が付した。

表 2-(1)-3 「調査票のイメージ」(抜粋)

問16 すべての方にうかがいます。現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。認可保育所の場合、世帯収入に応じた利用料が設定されています。(自治体における料金設定を示す)

- | | |
|--|--|
| 1. 幼稚園
(通常の就園時間の利用) | 2. 幼稚園の預かり保育
(通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ) |
| 3. 認可保育所
(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの) | 4. 認定こども園
(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設) |
| 5. 小規模な保育施設
(国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6~19人のもの) | 6. 家庭的保育
(保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する事業) |
| 7. 事業所内保育施設
(企業が主に従業員用に運営する施設) | 8. 自治体の認証・認定保育施設
(認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設) |
| 9. その他の認可外の保育施設 | 10. 居宅訪問型保育
(ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業) |
| 11. ファミリー・サポート・センター
(地域住民が子どもを預かる事業) | 12. その他() |

問16-1 教育・保育事業を利用したい場所についてうかがいます。「1.」「2.」のいずれかに○をつけてください。

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. 居住している市区町村内 | 2. 他の市区町村 |
|----------------|-----------|

(注) 内閣府の子ども・子育て支援新制度説明会(平成25年8月6日)の資料による。

表 2-(1)-4 「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」
(平成 26 年 1 月 20 日付け内閣府事務連絡) (抜粋)

<2> 量の見込みの算出

I. 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

下記の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「量の見込み」の算出を行う。

図表 1 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

対象事業		対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5 歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5 歳
	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5 歳
3	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0 歳、1・2 歳
4	時間外保育事業	0～5 歳
5	放課後児童健全育成事業	1～3 年生、4～6 年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18 歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2 歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5 歳
		0～5 歳
9	病児保育事業	0～5 歳、1～6 年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	0～5 歳、1～3 年生、4～6 年生
11	利用者支援事業	0～5 歳、1～6 年生

II. 量の見込みの具体的算出方法

量の見込みの具体的算出方法については、以下に示す標準的な算出方法によることが望ましい。なお、この標準的な算出方法は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について」（平成 25 年 8 月 6 日付け事務連絡）の別紙 4「調査票のイメージ」の設問項目を活用したものとなっている。

なお、本手引きは、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの標準的な算出方法を示すものであり、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではない。ただしこの場合においても、「潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定める」という制度の基本的考え方を踏まえる必要があることに留意すること。

（以下略）

（注）下線は、当省が付した。

表 2-(1)-5 市町村における加速化計画の目標達成状況

表 i 平成 27 年度当初における保育の整備量の目標達成状況

(単位：市町村)

目標内容	目標の達成状況		
	達成	未達成	合計
保育の整備量(か所) (A)	28 (56.0%)	22 (44.0%)	50 (100%)
保育の整備量(利用定員数) (B)	28 (56.0%)	22 (44.0%)	50 (100%)

表 ii 平成 27 年度当初における保育の整備量及び待機児童の減少数の目標達成状況

(単位：市町村)

保育の整備量の目標達成状況		待機児童の減少数の目標達成状況	
		達成	未達成
(A) 及び (B) の 両方を達成	23 (46.0%)	6 <26.1%>	17 <73.9%>
(A) 又は (B) の どちらか一方のみを達成	10 (20.0%)	1 <10.0%>	9 <90.0%>
(A) のみ達成	5 (10.0%)	1 <20.0%>	4 <80.0%>
(B) のみ達成	5 (10.0%)	0 <0%>	5 <100%>
(A) 及び (B) とも 未達成	17 (34.0%)	4 <23.5%>	13 <76.5%>
合計	50 (100%)	11 <22.0%>	39 <78.0%>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表 i は、平成 26 年度に作成した加速化計画の目標値（見込み）と 27 年度当初（4 月 1 日時点）の実績を比較した場合の達成状況である。なお、調査対象である 66 市町村のうち、平成 26 年度以前に加速化計画を作成していない、又は 25 年度及び 26 年度に作成した加速化計画が確認できなかった 14 市町村及び待機児童の減少数の達成状況が確認できなかった 2 市町村を除いた 50 市町村について整理した。また、当該 50 市町村には、平成 26 年度に作成した加速化計画が入手できなかったため、25 年度に作成した加速化計画と比較したものが 6 市町村含まれる。

3 表 ii の「待機児童の減少数の目標達成状況」欄は、目標として設定した待機児童の減少数（平成 26 年度当初の待機児童数と 27 年度当初の待機児童数（見込み）の差）と実績における減少数（26 年度当初の待機児童数と 27 年度当初の待機児童数の差）を比較した場合の達成状況である（ただし、25 年度に作成した加速化計画と比較した 6 市町村については、「26 年度」を「25 年度」に置き換える。）。

4 ()内は、「合計」に占める割合を示す。また、表 ii の「うち、待機児童の減少数の目標達成状況」欄の〈 〉内は、「保育の整備量の目標達成状況」欄のそれぞれの市町村数に占める割合を示す。

表 2-(1)-6 市町村の加速化計画における「待機児童の減少数」の未達成の理由

未達成の理由	市町村数
市町村が想定した以上の潜在的な需要が顕在化したため	10
保育施設等の整備により、保護者の利用可能性の期待が高まるなど新たな需要が掘り起こされたため	5
女性の社会進出や3世代世帯の減少等の社会的要因による保育需要が増加したため	3
新制度の開始により、保護者の利用可能性の期待が高まったため	2
保育所の利用要件の緩和により利用対象者が増加したため	2
保育士の確保が困難であったため	2
新施設の開園が遅延したため	2
大型マンション建設等による転入者の増加により保育需要が増加したため	1
保育所整備の用地確保が困難であったため	1
国が示す「待機児童」の定義が変更になったため（注4）	1
前年の待機児童減少との情報により新たな保育需要が喚起されたため	1
地域によって保育需要に偏りがあり、利用調整がうまくできなかったため	1
保育所定員の弾力化が厳格化されたため（注5）	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である66市町村のうち、保育の整備量における人数及び整備箇所数のいずれか一方のみ又は両方の目標を達成しているが、待機児童数の削減目標が未達成であった市町村において、未達成の理由についての見解が確認できた18市町村について整理した。

3 複数回答があるため、各項目の合計は、18市町村と一致しない。

4 現在の待機児童の定義については、厚生労働省の「保育所等利用待機児童数調査について」（平成28年4月26日付け雇児保発0426第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）における「保育所等利用待機児童」を指し、保護者が求職中の場合の取扱いについては、27年度から「求職活動の状況把握に努め適切に対応すること」から原則「待機児童に含めること」（求職活動を休止していることの確認ができる場合は除く。）に変更されている。

5 「保育所定員の弾力化」とは、市町村において待機児童解消等のため、定員を超えて入所できるようにすることをいう。厚生労働省の「保育所への入所の円滑化について」（平成10年2月13日雇児保発0217第1号）により行われている制度で、年度当初においてはおおむね認可定員に15%、年度途中においてはおおむね認可定員に25%を乗じて得た員数の範囲内で、さらに年度後半（10月以降）は認可定員に25%を乗じて得た員数を超えて保育の実施を行っても差し支えないとされ、いずれも児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を満たしていることを条件に認められることとされている。

表 2-(1)-7 市町村における教育・保育提供区域の設定状況

(単位：市町村)

区分	教育・保育提供区域の設定状況			
	市町村 1 区域(注 3)		複数区域 (注 4)	
	うち、放課後児童クラブは小学校区単位で設定 ※〈 〉内は、25 市町村に占める割合		うち、放課後児童クラブは小学校区単位で設定 ※〈 〉内は、41 市町村に占める割合	
教育・保育提供区域	25 (37.9%)	6 〈24.0%〉	41 (62.1%)	14 〈34.1%〉

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 66 市町村について整理した。
 3 「市町村 1 区域」とは、1 号認定、2 号認定及び 3 号認定全ての教育・保育提供区域を市町村全域で一つに設定している市町村を示す。
 4 「複数区域」とは、市町村が独自に設定した地域、既存の行政区等を用いて、市町村内を複数の教育・保育提供区域に設定している市町村を示す。
 5 () 内は、調査対象である 66 市町村に占める割合を示す。

表 2-(1)-8 市町村における放課後児童クラブの教育・保育提供区域の設定状況

放課後児童クラブの教育・保育提供区域の設定状況	左記の区域を設定している市町村数	左記の市町村のうち、待機児童が生じている放課後児童クラブを有する市町村数
小学校区以外の区域を設定	46 (69.7%)	22 〈47.8%〉
うち、市町村全域を一つの区域として設定	27 (40.9%)	10 〈37.0%〉
小学校区を設定	20 (30.3%)	10 〈50.0%〉

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 66 市町村について整理した。
 3 () 内は、調査対象である 66 市町村に占める割合を示す。また、〈 〉内は、「左記の区域を設定している市町村数」で示した市町村数に占める割合を示す。

表 2-1-9 放課後児童クラブの教育・保育提供区域を市町村全域に設定している例

1	<p>検討段階で小学校区ごとに設定した方がよいとする意見もあったが、十分に検討する時間的余裕がなかったため、教育・保育及び全事業について市町村全域で設定している例</p> <p>当該市町村は、幼稚園や保育所が市内に均等に配置されておらず、子どもの人口が減少する中で区域区分を行った場合は、地域によって提供するサービスの質の違いが生じる可能性があること、小規模保育は事業者数が少ないことから、市内全域からの利用が見込まれることなどを理由に、特定教育・保育施設等について市内を一つの教育・保育提供区域として設定し、それに併せて放課後児童クラブについても同じ区域を設定している状況がみられた。</p> <p>一方、当該市町村の子ども・子育て会議の委員からは放課後児童クラブについては、それが所在する小学校区ごとに需要を把握し、量の見込みと確保方策を設定した方がよいとする意見も出されたが、当時は時間的余裕がなく十分に検討できなかったため、同会議の結論としては、教育・保育及び全事業について市内を一つの教育・保育提供区域として設定することとなった。</p> <p>なお、当該市町村では、今後、市町村計画の見直しに併せて、放課後児童クラブの教育・保育提供区域の設定の見直しについても検討したいとしている。(1 市町村)</p>
2	<p>他の小学校区域を利用することはほとんどないが、教育・保育の教育・保育提供区域と同様に設定している例</p> <p>当該市町村は、市町村域がそれほど広くなく、比較的コンパクトにまとまっていることや、これまでの市民の利用動向等を踏まえ、教育・保育提供区域を市町村全域で設定している。一方、当該市町村では、小学校区を基本に放課後児童クラブが設置されており、児童が他の小学校区の放課後児童クラブを利用することはほとんどないが、単に教育・保育の教育・保育提供区域と同様に設定したとしている。(1 市町村)</p>
3	<p>教育・保育提供区域の設定について、特に事業別に検討していない例</p> <p>当該市町村は、既存の幼稚園や保育所を中心とする社会資源を活用した支援を進める必要があると考えること、サービス利用対象者は子育て世帯であり、行動範囲が広く若い年代となっていること、また、幼稚園では送迎バス等の通園手段が整備されている状況にあることを踏まえ、教育・保育提供区域については、事業別に検討を行わず、市町村全域を一つの区域として設定しており、放課後児童クラブにおいても同様に設定している。(1 市町村)</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 66 市町村のうち、市町村全域を教育・保育提供区域として設定している 26 市町村について整理した。

表 2-(1)-10 一部の放課後児童クラブで待機児童が生じているが、新たな整備を行わない市町村計画となっている例

1	<p>当該市町村は、幼稚園や保育所等の教育・保育の教育・保育提供区域と同様に放課後児童クラブの教育・保育提供区域を、市町村全域を一つの区域として設定している。一方、実際の放課後児童クラブの設置は、小学校区が基本とされている。</p> <p>当該市町村では、平成 27 年 5 月 1 日時点で、放課後児童クラブに 9 人の待機児童が生じていたが、当該市町村の市町村計画の放課後児童クラブの需給内容を見ると、下表のとおり、市町村全体の需要量が市町村全体の供給量内に収まっており、市町村計画上では、28 年度以降は、「確保方策」(供給量)において新たな整備を行わない内容となっている。</p> <p>表 当該市町村の市町村計画における放課後児童クラブの「量の見込み」及び「確保方策」 (単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 10%;">平成 27 年度</th> <th style="width: 10%;">28 年度</th> <th style="width: 10%;">29 年度</th> <th style="width: 10%;">30 年度</th> <th style="width: 10%;">31 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>量の見込み(需要量) (A)</td> <td>422</td> <td>420</td> <td>424</td> <td>421</td> <td>418</td> </tr> <tr> <td>確保方策(供給量) (B)</td> <td>550</td> <td>550</td> <td>550</td> <td>550</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>(B) - (A) (過不足分)</td> <td>+128</td> <td>+130</td> <td>+126</td> <td>+129</td> <td>+132</td> </tr> <tr style="background-color: #cccccc;"> <td>確保方策の 前年との差</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当該市町村の市町村計画を基に当省が作成した。</p> <p>ただし、当該市町村は、市町村計画を作成した平成 26 年度までは待機児童が生じておらず、また、27 年度に待機児童が生じている放課後児童クラブと同じ小学校区に新たな放課後児童クラブを整備し、25 人の定員を増やしており、待機児童の状況に応じた対策がとられていた。</p>	区分	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	量の見込み(需要量) (A)	422	420	424	421	418	確保方策(供給量) (B)	550	550	550	550	550	(B) - (A) (過不足分)	+128	+130	+126	+129	+132	確保方策の 前年との差	-	0	0	0	0
区分	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度																										
量の見込み(需要量) (A)	422	420	424	421	418																										
確保方策(供給量) (B)	550	550	550	550	550																										
(B) - (A) (過不足分)	+128	+130	+126	+129	+132																										
確保方策の 前年との差	-	0	0	0	0																										
2	<p>当該市町村は、放課後児童クラブの教育・保育提供区域を市町村全域を一つの区域として設定している。一方、実際の放課後児童クラブの設置は、小学校区が基本とされている。</p> <p>当該市町村では、平成 27 年 5 月 1 日時点で、放課後児童クラブに 38 人の待機児童が生じていたが、当該市町村の市町村計画の放課後児童クラブの需給内容を見ると、下表のとおり、市町村全体の需要量が市町村全体の供給量内に収まっており、市町村計画上では、28 年度以降は、「確保方策」(供給量)において「量の見込み」(需要量)の減少に伴い、新たな整備を行わない内容となっている。</p>																														

表 当該市町村の市町村計画における放課後児童クラブの「量の見込み」及び「確保方策」

(単位：人)

区分	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み(需要量) (A)	2,661	2,611	2,562	2,528	2,494
確保方策(供給量) (B)	2,661	2,611	2,562	2,528	2,494
(B)－(A) (過不足分)	0	0	0	0	0
確保方策の 前年との差	—	-50	-49	-34	-34

(注) 当該市町村の市町村計画を基に当省が作成した。

ただし、当該市町村は、市町村計画を作成した平成 26 年度までは待機児童が生じておらず、また、27 年 5 月 1 日における利用申込者数は 1,987 人、利用児童数は 1,949 人となっており、市町村計画の「確保方策」(2,661 人)は当該人数を上回っているため、「確保方策」が整備されれば、新たに整備を行う必要性は低くなる。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(1)-11 市町村における需要把握調査の工夫事例

1	国の「調査票のイメージ」では、広域的な利用希望について、自市町村か他市町村かの二択であるが、利用したい市町村を把握するために、市町村名を選択したり記載できたりするよう工夫した。(6市町村)
2	需要把握調査において、希望する保育所等の場所について、「自宅近く」、「職場近く」、「駅近く」、「職場内」又は「その他」を選択させる独自の設問を追加し、需要把握調査結果から「自宅近く」との回答が大半を占める状況となっていることから、保育所等の施設整備に当たっては、自宅から市町村外への通勤者の利用が多い駅までの間で預けたいと考えている需要が多いことを踏まえた整備を検討した。(1市町村)
3	需要把握調査において、希望する保育所等の場所について、教育・保育提供区域よりも狭い範囲である小学校区別に選択する独自の設問を追加し、需要把握調査結果を、施設を整備する際の検討材料とした。(3市町村)
4	需要把握調査において、定期的に利用したい施設や事業を選択する際に重視する点を問う独自の設問を追加し、自宅近くにある等施設の立地環境のほか、駐車場の有無や設備の充実等施設環境についての需要を把握した。需要把握調査結果から、自宅に最寄りか近隣の施設に対する需要が多いと判断し、そのことも踏まえて施設を整備することとした。(1市町村)
5	需要把握調査において、保育所の利用状況等子育てに係る情報について、保護者がどのような情報媒体を活用しているか把握するため、子ども・子育てに関する情報の入手先についての独自の設問を追加し、需要把握調査結果から主にインターネットが使われていることが把握できたため、スマートフォンからも情報を見られるよう整備した。(1市町村)
6	需要把握調査において、その対象者は、住民基本台帳から無作為抽出しているが、相対的に人口が少ない区域については、回収率が低い場合でも分析できるだけの標本数が得られるよう、他地域より抽出率を高くした。(1市町村)
7	アンケートを発送した一定期間後に全員に対し督促状を発送したほか、回収方法について市への郵送だけでなく、幼稚園や保育所にも回収ボックスを設置し送迎の際に入れてもらうようにするなど、回収率が高まるような工夫した。この結果、需要把握調査結果の回収率が前回実施した後期行動計画策定に係る需要把握調査と比較して上昇した。(1市町村)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 66 市町村に聴取した結果について整理した。なお、複数回答を行っているものが 4 市町村含まれる。

表 2-1-12 市町村における認定区分及び事業別の需要の把握状況

(単位：市町村)

認定区分・事業別	調査対象とすべきと考えられる対象者	把握	一部把握又は未把握	合計
全体(注3)		37	29	66
1号認定	3～5歳児	66	0	66
2号認定(教育ニーズ)	3～5歳児	66	0	66
2号認定	3～5歳児	66	0	66
3号認定	0～2歳児	66	0	66
放課後児童クラブ	5歳児(注4)	64	2	66
	小学生(注5)	48	18	66
一時預かり事業(幼稚園型)	3～5歳児	66	0	66
病児保育事業	市町村が事業対象として設定した年齢又は学年	41	25	66

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である66市町村について整理した。
 3 「把握」及び「一部把握又は未把握」欄は、それぞれの対象者への需要把握を行っているかについて整理している。また、「全体」は、表中の全ての認定区分及び事業について、その対象者に需要を把握しているか否かについて整理している。
 4 放課後児童クラブの対象者は小学生だが、国の「調査票のイメージ」は5歳児(平成27年度において小学生)を対象としているため「5歳児」も対象に含めている。
 5 放課後児童クラブの小学生は、市町村において設定している放課後児童クラブの利用対象者を調査の対象としており、市町村によっては小学1年生から6年生までの全てを含んでいない放課後児童クラブも含まれる。

表 2-(1)-13 市町村における需要把握調査対象の工夫事例

1	放課後児童クラブの需要把握については、国が示した調査票のイメージでは 5 歳児を対象としているが、3 歳児及び 4 歳児においても、2、3 年後に小学校に入学する世代であり、同事業の需要を把握することが必要と認識したため、需要把握調査の対象とした。(1 市町村)
2	需要把握調査において、将来子育て支援を必要とする可能性がある母子健康手帳被交付者も対象としており、現在の就労状況、出産後の育児休業の取得予定等を把握した。その結果を就学前児童の保護者に係る調査結果とともに、0 歳児から 2 歳児までの保護者のうち保育を必要とする者の割合を算出するなど「量の見込み」の算出のためのデータとして活用した。(1 市町村)
3	需要把握調査において、妊婦が、妊娠、出産及び子育てについてどこから情報を得ているか、どのような情報を知りたいかといったことを把握するため、第一子出産予定の母子健康手帳被交付者も対象としている。その結果、子育てに関する情報をテレビ、新聞、インターネットなどのマスメディアから情報を得ていると回答した者の割合が全体の 6 割以上を占めていたことから、市のホームページにおける子育て支援に関する情報発信の在り方を見直し、新たな子育て支援のサイトを立ち上げ、利用者への情報提供を図っている。(1 市町村)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 66 市町村に聴取した結果について整理した。

表 2-(1)-14 需要把握の対象範囲や調査対象が一部に限定されている事例

1	<p>平成 27 年度から放課後児童クラブの利用者の範囲は、従来のおおむね 10 歳未満とされていたものから小学校在学中まで拡大されることになっていたが、当該拡大部分についての需要把握を行う際、調査時点で小学 4 年生及び 5 年生であった者は放課後児童クラブを利用しないと判断し、その調査の対象範囲を放課後児童クラブに在籍する小学 3 年生に限定していた事例</p> <p>当該市町村は、放課後児童クラブの需要把握に当たって、当該市町村の教育委員会が独自に行った調査結果を用いており、当該調査は放課後児童クラブに在籍する小学 3 年生に限定している。</p> <p>当該市町村の放課後児童クラブの「量の見込み」の算出状況は、表 1 のとおりであり、低学年（小学 1～3 年生）の「量の見込み」は過去の利用実績を加味した利用率を用いており、小学 5 年生及び 6 年生については、平成 26 年度時点で小学 3 年生であった児童のみが利用していくことを前提に算出したとしている。</p>																																																
	<p>表 1 放課後児童クラブの「量の見込み」の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 27 年度</th> <th style="text-align: center;">28 年度</th> <th style="text-align: center;">29 年度</th> <th style="text-align: center;">30 年度</th> <th style="text-align: center;">31 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学 1 年生</td> <td style="text-align: center;">2,964</td> <td style="text-align: center;">2,940</td> <td style="text-align: center;">2,987</td> <td style="text-align: center;">2,880</td> <td style="text-align: center;">2,791</td> </tr> <tr> <td>2 年生</td> <td style="text-align: center;">2,228</td> <td style="text-align: center;">2,175</td> <td style="text-align: center;">2,175</td> <td style="text-align: center;">2,197</td> <td style="text-align: center;">2,131</td> </tr> <tr> <td>3 年生</td> <td style="text-align: center;">1,319</td> <td style="text-align: center;">1,402</td> <td style="text-align: center;">1,443</td> <td style="text-align: center;">1,493</td> <td style="text-align: center;">1,543</td> </tr> <tr> <td>4 年生</td> <td style="text-align: center;">876</td> <td style="text-align: center;">840</td> <td style="text-align: center;">887</td> <td style="text-align: center;">898</td> <td style="text-align: center;">915</td> </tr> <tr> <td>5 年生</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">598</td> <td style="text-align: center;">617</td> <td style="text-align: center;">639</td> <td style="text-align: center;">650</td> </tr> <tr> <td>6 年生</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">459</td> <td style="text-align: center;">472</td> <td style="text-align: center;">492</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">7,387</td> <td style="text-align: center;">7,955</td> <td style="text-align: center;">8,568</td> <td style="text-align: center;">8,579</td> <td style="text-align: center;">8,522</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当該市町村の資料を基に当省が作成した。</p> <p>しかし、平成 27 年 5 月の放課後児童クラブの実際の利用状況をみると、表 2 のとおり、利用申込数（平成 27 年 5 月）は、7,668 人であり、当該市町村が設定した「量の見込み」の 7,387 人を 281 人上回っている。特に低学年において 7,153 人の申込みがあり、642 人の過小な「量の見込み」となっている。また、「量の見込み」を 0 人と設定した小学 5 年生及び 6 年生については、実際の申込者数は 53 人となっていた。</p> <p>これは、小学 3 年生のみを調査の対象とし、低学年の「量の見込み」は過去の利用実績を用いて算出したこと、また、小学 5 年生及び 6 年生については、小学 3 年生を対象に行った当該調査結果に基づく進級時の減少率を考慮した入会率では、5 年生は 5.4%、6 年生は 4.2%の需要があったにもかかわらず、当該調査時点で小学 4 年生及び 5 年生であった者は翌年以降、放課後児童クラブを利用しないと判断した結果、将来的に利用を希望している保護者などの潜在的な需要を十分に把握した上で、「量の見込み」に反映できていなかったおそれがある。</p> <p>なお、当該市町村の放課後児童クラブでは、市町村全体では申込者数が総定員を下回るものの、放課後児童クラブ単位で見ると待機児童が生じているものがあり、低学年で 159 人、小学</p>	区分	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	小学 1 年生	2,964	2,940	2,987	2,880	2,791	2 年生	2,228	2,175	2,175	2,197	2,131	3 年生	1,319	1,402	1,443	1,493	1,543	4 年生	876	840	887	898	915	5 年生	0	598	617	639	650	6 年生	0	0	459	472	492	計	7,387	7,955	8,568	8,579	8,522
区分	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度																																												
小学 1 年生	2,964	2,940	2,987	2,880	2,791																																												
2 年生	2,228	2,175	2,175	2,197	2,131																																												
3 年生	1,319	1,402	1,443	1,493	1,543																																												
4 年生	876	840	887	898	915																																												
5 年生	0	598	617	639	650																																												
6 年生	0	0	459	472	492																																												
計	7,387	7,955	8,568	8,579	8,522																																												

5年生及び6年生で8人生じている。

表2 平成27年度の「量の見込み」に対する放課後児童クラブの利用状況

(単位：人)

区分	量の見込み (A)	確保方策	利用申込数 (5月1日時点) (B)	差引 (A) - (B)	登録児童数 (5月1日時点)	待機児童数 (5月1日時点)
小学1年生	2,964	2,964	3,177	-213	3,138	39
2年生	2,228	2,228	2,445	-217	2,431	14
3年生	1,319	1,319	1,531	-212	1,425	106
小計	6,511	6,511	7,153	-642	6,994	159
4年生	876	876	462	414	369	93
5年生	0	0	42	-42	37	5
6年生	0	0	11	-11	8	3
小計	876	876	515	361	414	101
合計	7,387	7,387	7,668	-281	7,408	260

(注) 1 当該市町村の資料を基に当省が作成した。

2 「差引(A)-(B)」欄は、市町村計画における「量の見込み」と実際の利用申込者数の差であり、「待機児童数」欄は、市町村内の各クラブの定員に対して利用できなかった人数であるため、一致しない。

2 放課後児童クラブの需要把握調査等において、5歳児のみをその対象とし、小学2年生以上は過去の利用実績で「量の見込み」を算出している事例

国の手引きでは、「量の見込み」を算出するに当たって、就学前児(5歳児)の保護者を対象とした調査(以下「5歳児調査」という。)に基づく算出方法を示している。ただし、就学児に対する調査(以下「就学児調査」という。)を行っている場合には、各市町村の判断で、就学児調査の結果を利用することも考えられるとしており、就学児調査を行っていない場合には、地域における女性の就業割合や利用申込みの状況等の統計データも勘案し、地方版子ども・子育て会議等の議論を踏まえ、適切な数値を「量の見込み」とすることも可能としている。

また、国は、「放課後児童健全育成事業に関する「量の見込み」に関する調査の集計結果について(情報提供)」(平成26年5月1日)において、5歳児の利用意向を基にした「量の見込み」と、就学児の利用意向を基にした「量の見込み」を比較した結果、より需要の実態に近い就学児よりも、5歳児の利用意向を基にした「量の見込み」の方が利用意向率が高くなる傾向がみられるという内容の情報提供を行っており、①5歳児調査と就学児調査の両方を実施している市町村については、就学児調査結果を「量の見込み」とする、②5歳児調査のみを実施している市町村については、5歳児調査と就学児調査の乖離度又は就学児調査の利用意向率の全国平均値を用いて、5歳児調査の数値を補正して「量の見込み」とする方法が、より需要の実態に近い「量の見込み」になるとしている。

当該市町村は、放課後児童クラブの需要把握調査の対象については、国の手引きが5歳児の保護者を対象とした算出方法を示していることから、就学児調査による需要把握調査を実施し

ていない。

そのため、5歳児調査結果を用いて「量の見込み」を算出した結果、特に高学年（小学4年生から6年生まで）において過去の利用実績と比較して過大な見込みとなったため、小学1年生の「量の見込み」は5歳児調査結果を用いて算出しているが、小学2年生以上の「量の見込み」については、過去の利用実績に基づく学年進行による逓減を考慮して算出している。

一方、当該市町村の平成27年度の「量の見込み」と実際の放課後児童クラブの登録児童数を比較したところ、実際の登録児童数よりも少ない「量の見込み」となっていた。これは、5歳児のみを対象とした調査であったため、過大な「量の見込み」が算出されてしまったことにより補正する必要があったが、当該市町村は、5歳児調査と就学児調査の乖離度又は就学児調査の利用意向率の全国平均値等を用いた補正ではなく、小学2年生以上は過去の利用実績のみで算出したことにより、将来的に利用を希望している保護者などの潜在的な需要を十分に把握できていなかったおそれがある。

表 平成27年度の「量の見込み」と放課後児童クラブの登録児童数との比較

(単位：人)

区分	低学年	高学年	計
「量の見込み」(A)	11,424	2,861	14,285
放課後児童クラブの登録児童数(B)	12,284	3,209	15,493
(A) - (B)	-860	-348	-1,208

(注) 1 当該市町村の資料を基に当省が作成した。

2 (B)は、平成27年4月1日時点の数である。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(1)-15 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（抜粋）

（支給要件）

第 19 条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、第二十九条第一項に規定する特定地域型保育又は第三十条第一項第四号に規定する特例保育の利用について行う。

- 一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- 二 満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 三 満三歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

2 内閣総理大臣は、前項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

（市町村の認定等）

第 20 条 前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2～7（略）

（注）下線は、当省が付した。

表 2-(1)-16 子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）（抜粋）

第 1 章 子どものための教育・保育給付

第 1 節 支給認定等

（法第 19 条第 1 項第二号の内閣府令で定める事由）

第 1 条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村（特別区を含む。以下同じ。）が定める時間以上労働することを常態とすること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- 七 次のいずれかに該当すること。
 - イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百四十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
 - ロ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項

に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

八 次のいずれかに該当すること。

イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（イに該当する場合を除く。）

九 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

十 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

（認定の申請等）

第2条 法第二十条第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一～四（略）

2～5（略）

附 則

（就労時間に係る要件に関する特例）

第2条 施行日から起算して十年を経過する日までの間は、第一条第一号の規定の適用については、同号中「四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村」とあるのは、「市町村」とする。

（注） 下線は、当省が付した。

表 2-1-17 市町村の保育の必要性の認定における就労時間の下限の設定状況

区分	就労時間の下限（注3）				その他
	64時間超	48時間以上64時間以下	48時間未満	うち下限なし	
1か月当たりの就労時間					
市町村数	198 (11.5%)	786 (45.7%)	708 (41.2%)	670 (39.0%)	27 (1.6%)

（注）1 内閣府の子ども・子育て支援新制度説明会資料（平成26年1月24日）を基に当省が作成した。なお、当該内閣府の資料は厚生労働省の保育課調査結果（平成25年12月）による。

2 上記調査の回答数は、1,742市町村（当時）のうち、保育を実施していない23市町村を除く1,719市町村である。

3 「就労時間の下限」とは、保育を受けようとする子どもの保護者の就労時間が、当該下限の時間以上の場合に、「保育の必要性」が認められるとするものであり、「48時間以上64時間以下」とは当該下限の時間が、48時間から64時間までの間に設定されていることを示す。

4 （ ）内は、1,719市町村に占める割合を示す。

表 2-(1)-18 就労要件の下限時間の緩和を「量の見込み」に反映している事例

当該市町村は、平成 27 年 4 月からの新制度への移行に際し、保育の必要性の事由の一つである保護者の就労時間の基準を表 1 のとおり変更している。

表 1 当該市町村の 2・3 号認定に係る主な認定要件の変更

項 目	平成 26 年度まで	27 年度以降（新制度）
「就労」要件	1 月 80 時間以上	1 月 64 時間以上

(注) 当該市町村の資料を基に当省が作成した。

そのため、当該市町村では、上記の就労時間の変更に伴う保育の需要量の影響を考慮し、2 号認定及び 3 号認定（1 歳児及び 2 歳児）については、手引きに基づき算出した「量の見込み」に補正係数を乗じて補正している。

これにより、表 2 のとおり、2 号認定及び 3 号認定について、補正後の「量の見込み」は、補正前の「量の見込み」よりも平成 27 年度の申込者数に近い数値となっている。

なお、実態として、平成 27 年度の申込者数 3,495 人は、26 年度の申込者数 3,279 人より 216 人増加している。

表 2 当該市町村の補正前後の「量の見込み」（平成 27 年度）と申込者数の比較

(単位：人)

区分	2 号認定	3 号認定（1・2 歳児）	3 号認定（0 歳児）
補正前の「量の見込み」	1,390	1,104	608
合計	3,102		
補正後の「量の見込み」	1,827	1,334	357
合計	3,518		
平成 27 年度の申込者数(注 3)	3,495		

(注) 1 当該市町村の資料を基に当省が作成した。

2 3 号認定（0 歳児）については、就労時間の変更による補正ではないが、当該市町村の資料により把握できた「平成 27 年度の申込者数」が 3 号認定（0 歳児）を含めた合計数であるため、合計数を比較するために表中に計上している。

3 「平成 27 年度の申込者数」は、平成 27 年度の保育所の利用申込みがなされ、かつ利用要件に該当している者の数である。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-1-19 保育の必要性の認定基準（保護者の就労時間及び求職要件）の緩和による需要の増加を見込めていない事例

当該市町村は、新制度で3号認定（0歳児から2歳児まで）分も含めて国が定める認定要件が変更（※）されたことを受けて、平成27年4月から保育の必要性の事由の一つである保護者の就労時間及び求職要件の基準を表1のとおり変更しており、就労時間については、特に3号認定において、基準が大幅に緩和されている。

※ 2・3号認定に係る認定要件の変更のうち、「就労」要件については、「昼間労働することを常態としていること」から「就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）」に変更され、また、「求職活動」の要件が新たに加わった。

表1 当該市町村の2・3号認定に係る主な認定要件の変更

項目	平成26年度まで	27年度以降
「就労」要件	0・1歳児 1月 120時間以上 2歳児 1月 90時間以上 3歳児 1月 64時間以上 4・5歳児 特になし	0～3歳児 1月 64時間以上 4・5歳児 1月 48時間以上
「求職」要件	明記なし（認めていなかった。）	求職活動を証明する書類(2か月以内に就職する旨の誓約書)

（注）当該市町村の資料を基に当省が作成した。

当該市町村における利用申込者数、待機児童数及び利用していない者の数の推移は表2のとおりであり、2号認定及び3号認定を合わせると、平成27年4月1日時点の待機児童は59人となり、前年度同時期の7人から8倍超の増加がみられる。また、当該市町村の市町村計画をみると、2・3号認定の「量の見込み」及び「確保方策」は、表3のとおりであり、平成27年度の利用申込者数(5,318人)は「量の見込み」(5,075人)を上回っており、保育の必要性の認定基準を変更した結果、当初の見込み以上に新たな保育の需要が生じた可能性がある。

当該市町村では、就労時間及び求職要件の基準の変更に伴う追加需要について、市町村計画に盛り込む時間的余裕がなかったとしている。

表2 当該市町村における利用申込者数、待機児童数等の推移（2・3号分）

（単位：人）

項目	平成25年度	26年度	27年度
利用申込者数	4,801	5,036	5,318
待機児童数	9	7	59
（うち2号認定）	(0)	(0)	(45)
（うち3号認定）	(9)	(7)	(14)
利用していない者の数	63	66	127

（注）当該市町村の資料を基に当省が作成した。

表3 当該市町村の2・3号認定に係る「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人)

項目	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	5,075	5,035	4,980	4,951	4,901
確保方策	5,287	5,319	5,385	5,385	5,385

(注) 当該市町村の資料を基に当省が作成した。

(注) 当省の調査結果による。

表2-(1)-20-1 首都圏及び近畿圏におけるマンション販売戸数の推移

(単位：戸)

区分	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年
首都圏	44,535	44,499	45,602	56,478	44,913	40,449
近畿圏	21,716	20,219	23,266	24,691	18,814	18,930
合計	66,251	64,718	68,868	81,169	63,727	59,379

(注) 1 国土交通省の「平成27年度住宅経済関連データ」を基に当省が作成した。

2 「首都圏」は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県及び茨城県南部を指し、「近畿圏」は、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、和歌山県及び奈良県を指す。

表2-(1)-20-2 分譲マンションの世帯主の年代別割合（平成27年度）

(単位：%)

区分	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
割合	10.0	35.5	30.7	9.5	14.3

(注) 国土交通省の「平成27年度住宅市場動向調査」を基に当省が作成した。

表 2-1)-21 市町村における社会的要因等を市町村計画に反映した工夫事例

1	<p>当該市町村は、「量の見込み」の算出に当たり、教育・保育提供区域ごとの需要把握調査結果と、実際の利用児童数・待機児童数等を比較した結果、現状との差が大きい区域において、国勢調査及び経済センサスのデータ（「区域住民における就業人口」及び「区域に所在する事業所の従業員数」等）を用いて比較・分析した結果、当該データにより就労における他区域からの流入が多い地域がみられた。該当する区域では、就労先への移動の途中の施設や就労先に近い施設に子どもを預ける傾向があると想定されたことから、当該区域の需要に、隣接区域からの流出分を上乗せする補正を行っている。その結果、補正後の数値の方が現状の数値と近いものになった。（1市町村）</p>
2	<p>当該市町村は、推計児童人口について、過去5年の「住民基本台帳人口」を用いて算出しているが、一部の地域において、建物や設備の老朽化に加え、生活水準の向上など時代のニーズに対応するために団地の建て替え事業が進められており、当該団地の建て替えによる人口増加が見込まれるため、平成24年度及び25年度の実績から住宅1戸増加当たりの就学前児童の人口増加を推計し、補正を行っている。また、当該市町村全体における新築の大規模マンションについても、市町村計画作成時で把握している建設計画を加味し、上方修正を行っている。これにより平成27年度は180人程度の児童の増加を見込んでいる。（1市町村）</p>
3	<p>当該市町村は、市町村計画について検討を開始した平成25年時点では、31年度までにおける50戸以上の大規模開発について、都市計画課から情報を収集し、推計児童人口を算出していたが、その後、当該市町村のシンクタンクが住宅開発状況や自然増減の状況等を勘案した小学校区別の推計人口データを発表したことから、当該データを踏まえて、「量の見込み」を補正している。（1市町村）</p>
4	<p>当該市町村は、推計児童人口については、教育・保育提供区域ごとに実態に即した要保育児童数を算出するため、当該市町村の教育委員会が作成している小・中学校児童・生徒数の推計表を入手し、当該推計表から小学校区ごとの児童人口の変動率を把握し、教育・保育提供区域別・年齢別児童数に当該変動率を加味している。</p> <p>当該変動率は、当該教育委員会が学校施設の整備計画等の参考に資するため、地域の人口増減に影響するような要素である大規模なマンション建設や宅地開発等を加味し、年度ごとに児童数の変動率を算出しているものである。（1市町村）</p>
5	<p>当該市町村では、土地区画整理事業が2事業（施工期間：平成10年から31年まで及び11年から30年まで）施工されており、これによる人口増加が1万7,000人予定されている。このため、市町村計画の推計児童人口を算定するに当たっては、当該事業による人口増加を見込んでいる。（1市町村）</p>
6	<p>当該市町村では、今後、女性の就労率が増加することを見込んで、需要把握調査結果から算出した数値に3%加算した数値を「量の見込み」として算出している。（1市町村）</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である66市町村に聴取した結果について整理した。

表 2-(1)-22 子育て支援担当部局とその他関係部局等間の住宅開発情報等の共有状況

区分	情報の共有先				情報共有をしていない	合計
	住宅開発担当部局	都市政策の企画関係担当部局	教育委員会	その他		
市町村数	4	5	1	2	7	19

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 66 市町村のうち、子育て支援担当部局とその他関係部局等間の住宅開発情報等の共有状況が確認できた 19 市町村について整理した。
 3 「その他」は、関係する複数の部局と情報共有している場合を示す。

表 2-(1)-23 住宅の大規模開発等が市町村計画に反映されていない事例

1	<p>住宅の大規模開発により今後 200 人から 300 人の子どもが増えることが見込まれたが、市町村計画の「量の見込み」には反映されていない事例（1 市町村）</p> <p>当該市町村は、推計児童数について、人口増加率を加味して算出している。当該市町村の子育て支援担当部局は、市町村計画の作成に当たって、マンション建設等の情報を入手した場合、その増加分を加味することはあり得るとしており、実際に当該市町村内の一部の地域の駅前周辺で大規模な宅地造成（100 世帯分 2 か所）が行われる状況であった。</p> <p>しかし、当該市町村では、子育て支援担当部局が、市町村計画作成に当たって、都市開発担当部局から大規模開発に伴う人口急増等の情報を事前に共有する仕組みにはなっておらず、開発行為に係る部内決裁の合議が回送されて初めて把握したとしている。</p> <p>このため、当該宅地造成により、今後 200 人から 300 人の児童が増えることが見込まれたが、当該情報の把握が市町村計画の完成直前であったため、その増加分については「量の見込み」に反映していない。</p> <p>なお、実態として、当該市町村では、当該宅地造成が行われた教育・保育提供区域において、平成 27 年度に 3 人の待機児童が生じている。</p>
2	<p>子育てに配慮したマンション等の情報が、当該市町村の子育て支援担当部局に提供されておらず、情報共有する仕組みにもなっていない事例（1 市町村）</p> <p>当該市町村が所在する都道府県では、施設の仕様や子育て支援サービスの提供等、ハード・ソフトの両面において子育てに配慮したマンションや一戸建て分譲住宅（以下「マンション等」という。）を当該都道府県が認定する制度を平成 23 年度から導入している。マンション等は、子育て世代を対象としているため、通常のマンション等よりも子どもの人口の増加が見込まれる（当該市町村では、制度が開始された（注）平成 23 年度から 27 年度までに、計 1,179 戸が認定（設計認定を含む。）されている（24 年度：529 戸、25 年度：71 戸、26 年度：189 戸、27 年度（当省の調査日時点まで）：390 戸。）。）。</p> <p>しかし、このような子育て世代を主な対象としたマンション等の開発情報について、都道府県は当該市町村（住宅開発担当部局を含む。）に情報提供を行っておらず、当該市町村の子育て支援担当部局も把握していなかったため、市町村計画の「量の見込み」及び今後どこに保育所等を</p>

整備するかなどの整備方針には反映されていない。

また、従来から当該市町村の住宅開発担当部局ともマンション建設に関する情報を共有する仕組みになっていなかった。

なお、実態として当該市町村では、平成 27 年度は保育施設では 95 人、放課後児童クラブでは 698 人の待機児童が生じており、当該市町村において子育て支援担当部局及び放課後児童クラブ担当部局では、今後、保育所や放課後児童クラブを整備するに当たって、マンション等の認定情報は有益な情報であるとしている。

(注) 当該認定制度は、マンションについては、平成 23 年 7 月に開始、一戸建て分譲住宅については、24 年 6 月に開始されている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表 2-(1)-22 において、関係部局等との間で情報を共有することとなっていなかった 7 市町村に聴取した結果について整理した。

表 2-1-24 市町村における「量の見込み」の補正事例

「量の見込み」全般に係る補正内容	
1	<p>当該市町村は、就学前の子どもの数について、市町村計画とは別の計画で算出した将来人口推計と同様の方法を用いて推計しており、その結果、市町村計画期間中における対象児童数が減少傾向で推移すると当初、推計している。</p> <p>しかし、当該市町村の保育需要が増加している実情を考慮すると、計画最終年度（平成 31 年度）に向けて、潜在的な需要が一定数顕在化するものと推定したため、27 年度から 31 年度にかけて平均的に「量の見込み」が増加するよう補正している。（1 市町村）</p>
保育の補正内容	
2	<p>2 号認定の「量の見込み」の算出に当たっては、国の手引きに従うと 3 歳から 5 歳児全体の保育の需要を算出するものとされているが、当該市町村では、3 歳児の就園率と 4 歳児及び 5 歳児の就園率に差があることから（平成 26 年 5 月 1 日時点で、それぞれ 76.3%、97.3%）、3 歳児の「量の見込み」と 4 歳児及び 5 歳児の「量の見込み」を分けて算出するよう補正している。（1 市町村）</p>
3	<p>当該市町村は、2 号認定の「量の見込み」の算出に当たって、需要把握調査結果による 2 号認定（教育ニーズが高いものを除く。）の「量の見込み」と平成 26 年度実績を比較すると、ほとんど同じ数値となっていたが、将来的な保育需要の高まりを考慮し、保育定員の拡充を図る必要があるため、比較した数値の大きい方に「保育需要率の過去 10 年の平均伸び率」を年数分掛けて補正している。（1 市町村）</p>
4	<p>当該市町村は、保育の「量の見込み」の算出に当たって、需要把握調査の結果を国の手引きに従い集計したところ、0 歳から 5 歳までの各年齢において、「量の見込み」を算出する上で基本となる要保育率が 43%から 46%までの間となったものの、3 歳未満児（保育）について、平成 26 年度実績（0 歳児：10.36%、1 歳児及び 2 歳児：37.19%）と比較すると大きくかい離していたため、需要把握調査における職場復帰の希望時期等に基づき要保育率を補正している（0 歳児：27.69%、1 歳児及び 2 歳児：44.50%）。</p> <p>補正の結果、平成 27 年度の 3 号認定の「量の見込み」は実績と比較しても大きなかい離はなく、実態に即した状況となっている（補正後：9,874 人、実績：9,650 人）（1 市町村）。</p>
放課後児童クラブの補正内容	
5	<p>当該市町村は、放課後児童クラブの「量の見込み」の算出に当たって、就学前児童の保護者に対する需要把握調査（以下「就学前児童調査」という。）の結果算出された利用意向率が、小学生の保護者に対する需要把握調査（以下「小学生調査」という。）の結果算出された利用率を上回っていることから、就学前児童調査結果を基にした利用意向率及び小学生調査を基にした利用意向率をそれぞれ算定している。</p> <p>さらに、各小学校において、平成 26 年度以降入学者が所属する学年（27 年度時点で小学 1・2 年生）については、当該学年の推計児童数に当該小学校が所在する教育・保育提供区域の就学前児童調査による利用意向率を乗じ、25 年度以前入学者が所属する学年（27 年度時点で小学 3 年生から 6 年生まで）については、当該学年の推計児童数に小学生調査の利用意向率を乗じて、放課後児童クラブの年度別、学年別の利用見込み人数を補正している。（1 市町村）</p>

6	<p>放課後児童クラブの「量の見込み」の算出に当たって、国の手引きに従うと、放課後児童クラブの利用意向率の算定の際に利用希望日数は考慮されていないが、利用希望が週 1、2 回であれば、当該者の割合を控除して算出することも可能とされている。このため、当該市町村は、厚生労働省の社会保障審議会児童部会が取りまとめた「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書～放課後児童健全育成事業の質の向上と事業内容の向上をめざして～」(平成 25 年 12 月 25 日)における放課後児童健全育成事業の事業所の専用スペースの面積要件及び職員配置の基礎となる児童数の考え方(注)に基づいて利用意向率を算出している。具体的には、「需要把握調査で利用を希望した全児童数」に対する「毎日利用(希望)すると回答した児童数に週 1 日から週 5 日まで利用(希望)すると回答した児童数の 1 日当たりの平均利用人数を加えた人数」の割合を当該事業の利用意向率とし補正している。(1 市町村)</p>
一時預かり事業の補正内容	
7	<p>当該市町村は、幼稚園における一時預かり事業の「量の見込み」の算出に当たって、平成 25 年度の実績と 27 年度の「量の見込み」を比較した。その結果、「量の見込み」が当該実績を大幅に上回っていたため、「幼稚園における保護者の就労状況等の調査及び把握について(通知)」(平成 25 年 5 月 17 日付け、府政共生第 366 号、25 発幼教第 3 号、雇児保発 0517 第 1 号内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(少子化対策担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知)に基づき、平成 25 年 7 月に保護者に対して実施したアンケート調査で把握した母親の就労状況(パート・アルバイト等)や預かり保育の利用実績から算出した割合を過大に算出された「量の見込み」に乗じることで、補正している。(1 市町村)</p>
8	<p>保育所等における一時預かり事業の「量の見込み」の算出に当たって、国の手引きに従うと、一時預かり事業(保育所等における一時預かり)の対象となる潜在家庭類型(注)は「全ての家庭類型」となるが、当該市町村では、実際の利用の中心と想定される家庭(専業主婦家庭や短時間パート家庭等)のみを対象とし、そのうち「ベビーシッター」を利用すると回答した者等を控除した数値を需要量とする補正をしている。(1 市町村)</p> <p>(注) 手引きでは、市町村は、需要把握調査結果を活用し、対象となる子どもの父母の有無や就労状況から、「ひとり親家庭」や「フルタイム×フルタイム」などの 8 つのタイプの「家庭類型」を求めることとされ、「家庭類型」は、現在の家庭類型と、母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型の種類ごとの分布を算出することとされている。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 66 市町村のうち、「量の見込み」の補正を行っている 60 市町村に聴取した結果について整理した。なお、() の市町村のうち、2 市町村が重複している。

表 2-(1)-25 「量の見込み」が利用実績よりも少ない場合に補正がなされていない事例

当該市町村は、2号認定の「量の見込み」について、需要把握調査を実施し、国の手引きに従って算出している。当該市町村の2号認定に係る「量の見込み」と「確保方策」は表1のとおりであり、「確保方策」が「量の見込み」を満たす傾向が平成31年度まで継続し、必要な対象児童の受皿は「整備済み」であると判断している。

表 1 当該市町村の2号認定に係る「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人)

区分	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(A)	2,887	2,884	2,832	2,814	2,782
確保方策(B)	3,218	3,218	3,218	3,218	3,218
(B)-(A)	+331	+334	+386	+404	+436

(注) 1 当該市町村の市町村計画を基に当省が作成した。

2 「(B)-(A)」は、市町村全体の「量の見込み」と「確保方策」の差であるため、全体ではプラスであったとしても、各施設別にみると待機児童が生じている。

一方、市町村計画作成前の過去5年の利用実績をみると、表2のとおり、3,083人から3,122人で推移しており、計画作成の前年度の実績(平成25年度：3,083人)でも、27年度の「量の見込み」(2,887人)は、過少なものとなっている。実際に平成27年度の利用実績は3,349人となっており、「量の見込み」を462人上回っている。

表 2 当該市町村の保育所の利用者数(2号認定分)

(単位：人)

区分	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
保育所の利用者数	3,094	3,108	3,086	3,122	3,083	3,268	3,349

(注) 当該市町村の市町村計画及び提出資料を基に当省が作成した。

また、平成27年度の「確保方策」(3,218人)も平成26年度及び27年度の実績を下回っており、結果として、表3のとおり、27年度は2号認定分で待機児童(14人)が発生している。

なお、「量の見込み」を過少に見込んでいる理由について、当該市町村は、予測は可能な限り客観的な手法で求めるべきものであり、手引きに従った算出方法を最大限尊重したためとしている。

表 3 当該市町村の2号認定に係る待機児童数の推移

区分	平成26年度(実績値)	27年度(見込値)	27年度(実績値)
待機児童数	0人	0人	14人

(注) 1 当該市町村の資料を基に当省が作成した。

2 各年度の待機児童数は、4月1日時点のものである。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(1)-26 児童人口の推計に当たって、補正が必要と思われる事例

当該市町村の子育て支援担当部局は、児童人口推計（0歳児から11歳児までの年齢別人口推計）のデータを活用して「量の見込み」を算出しており、当該児童人口推計は業者に委託して算出している。その際に当該市町村の総合調整や総合計画等を所管する企画経営担当部局から、当該市町村の各部局が行う人口推計を企画経営担当部局の人口推計に一致させるよう指示を受けていたため、委託業者に対し、児童人口推計を、企画経営担当部局の人口推計を基礎に行うよう指示している。

しかし、住民基本台帳人口が企画経営担当部局の過去の人口推計を基礎とした児童人口推計結果を上回っていたため、委託業者から児童人口推計を上方修正したい旨の提案を受けたが、当該市町村の子育て支援担当部局は、企画経営担当部局の人口推計を基礎とした児童人口推計結果を、市町村計画の「量の見込み」の算出の基礎としている。

当該市町村の平成27年10月1日時点の児童人口推計結果と実際の住民基本台帳人口を比較したところ、表1のとおり、0歳児から5歳児までの児童については、住民基本台帳人口が児童人口推計結果を上回っている。

表 1 児童人口推計結果と実際の住民基本台帳人口の比較（平成27年10月1日時点）

事項 年齢層	児童人口推計結果 (A)	住民基本台帳人口 (B)	児童人口推計結果に対する 住民基本台帳人口の割合 (B) / (A)
0歳～5歳	10,732人	12,537人	116.8%
6歳～11歳	13,649人	13,486人	98.8%

(注) 1 当該市町村の資料を基に当省が作成した。

2 住民基本台帳人口は、当該市町村のホームページに掲載されている年齢別・男女別・町丁字別人口による。

また、当該市町村は、平成22年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画（後期計画）」（計画期間：平成22年度～26年度）を策定しているが、当該行動計画においても、市町村計画の児童人口推計と同様に、当該市町村の企画経営担当部局の人口推計を基礎に算出しており、当該人口推計によると、22年度に12,617人とピークに達した後減少する予測となっている。

しかし、行動計画の0歳児から5歳児までの人口推計結果と実際の住民基本台帳人口を比較したところ、表2のとおり、実際の0歳児から5歳児までの住民基本台帳人口が推計人口を上回り、年々かい離が大きくなっている。

なお、当該市町村は、行動計画等の保育所利用児童数の目標値を平成26年度までに2,500人と定めていたが、24年8月に保育所利用児童数の目標値を2,500人から2,800人に上方修正している。

表2 0歳児から5歳児までにおける行動計画の児童人口推計結果及び住民基本台帳人口の推移(平成22年度～26年度)

(単位：人)

項目 \ 年度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
児童人口推計結果(A)	12,617	12,558	12,308	12,043	11,758
住民基本台帳人口(B)	12,678	12,738	12,736	12,787	12,576
AとBの差 (B)-(A)	+61	+180	+428	+744	+818

(注) 「人口推計結果」は当該市町村の行動計画、「住民基本台帳人口」は、当該市町村のホームページに掲載されている年齢別・男女別・町丁字別人口による。また、当該数値は各年10月1日時点の人数である。

(注) 当省の調査結果による。

表2-(1)-27 国に対する「量の見込み」の算出及び補正の方法等に関する意見

意見	
1	市町村計画の中間年の見直し時には、現実的なデータが算出できる補正方法の例を示してもらいたい。また、国が推進している「すべての女性が輝く社会づくり」等で、どの程度女性の就労率が上昇し、保育の利用率が上昇するのかの見通しを示してもらいたい。(1市町村)
2	他市町村の補正の方法について示してもらえると参考になるが、各市町村の面積や人口規模、地域の実情が異なるため、ある程度地域の規模別に分類して示してもらえると参考になる。(1市町村)
3	市町村計画作成の際に、「量の見込み」を国の手引きに沿って算出しているが、手引きだけでは、どのような補正を行えばよいか分からないので、他市町村の補正の方法等に関する情報を提供してもらいたい。(1市町村)
4	人口の少ない市町村では、需要把握調査の回答者が少ない場合、「量の見込み」がその少ない回答者の回答によって算出され、偏りが出るおそれがある。その点を今後国で検証してもらい、できれば市町村の人口規模によって手引きの記載を分ける等工夫してほしい。(1市町村)
5	同一市町村でも都市部や過疎地域など地域によって実情が異なるので、需要把握調査結果に基づく「量の見込み」と現在の供給量がかい離している場合の対処方法等を細やかに示してほしい。(1市町村)
6	国が示した「調査票のイメージ」で算出された「量の見込み」については、実績からすると過大と思われるものもあるため、国において設問を工夫する余地があるのではないか。(1市町村)
7	既存の統計の数値(女性の労働力率等)を用いた「量の見込み」の算出方法を示されると参考になる。(1市町村)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である66市町村に聴取した結果について整理した。

表 2-(1)-28 市町村における市町村計画の目標設定状況について

(単位：市町村)

達成年度 認定・事業別		平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	未達成	不明等
教育	1 号認定	57 (86.4%)	3 (4.5%)	2 (3.0%)	1 (1.5%)	1 (1.5%)	2 (3.0%)	0 (0%)
保育	2 号認定	31 (47.0%)	12 (18.2%)	14 (21.2%)	3 (4.5%)	4 (6.1%)	2 (3.0%)	0 (0%)
	3 号認定 (1・2 歳児)	19 (28.8%)	3 (4.5%)	24 (36.4%)	9 (13.6%)	8 (12.1%)	3 (4.5%)	0 (0%)
	3 号認定 (0 歳児)	17 (25.8%)	5 (7.6%)	25 (37.9%)	6 (9.1%)	8 (12.1%)	5 (7.6%)	0 (0%)
地域子ども・ 子育て支援事業	放課後児童 クラブ	34 (51.5%)	7 (10.6%)	4 (6.1%)	5 (7.6%)	10 (15.2%)	3 (4.5%)	3 (4.5%)
	一時預かり事業 (幼稚園型)	48 (72.7%)	0 (0%)	2 (3.0%)	1 (1.5%)	8 (12.1%)	2 (3.0%)	5 (7.6%)
	病児保育事 業	35 (53.0%)	4 (6.1%)	6 (9.1%)	4 (6.1%)	9 (13.6%)	6 (9.1%)	2 (3.0%)
合計		241 (52.2%)	34 (7.4%)	77 (16.7%)	29 (6.3%)	48 (10.4%)	23 (5.0%)	10 (2.2%)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 66 市町村について整理した。
 3 市町村全体の目標達成予定のため、市町村内の教育・保育提供区域別の目標達成予定とは異なる。
 4 「達成年度」とは、市町村計画において「量の見込み」が「確保方策」を上回る又は同数の年度である。なお、「確保方策」に認可外保育施設が含まれている場合も含む。
 5 達成年度が定まっていない場合（例えば平成 28 年度に達成しているが 29 年度は未達成の場合等）は、達成時期が最終の年度を「達成年度」として整理した。
 6 地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」において、施設数や方針等を記載している場合は、「量の見込み(人数)」と比較できないため、当該市町村数は「不明等」欄に整理している。
 7 () 内は、「認定・事業別」の各事項別の合計値に占める割合を示す。

表 2-(1)-29 市町村計画の「量の見込み」に対する「確保方策」の設定状況

1 号認定から 3 号認定までの全認定区分及び地域子ども・子育て支援事業の双方について平成 31 年度末までに需要を満たすよう「確保方策」を設定できているもの	46 市町村 (74.2%)
一部について平成 31 年度末までに需要を満たすよう「確保方策」を設定できていないもの	16 市町村 (25.8%)
合計	62 市町村 (100%)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 66 市町村のうち、地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」が施設数や方針等で記載されているため、「量の見込み(人数)」と比較できない 4 市町村を除いた 62 市町村について整理した。
 3 () 内は、「合計」に占める割合を示す。

表 2-1)-30 市町村における地域の実情に応じた「確保方策」の設定事例

<p>1</p>	<p>当該市町村は、教育・福祉に関する事業や、他の計画などに共通して用いられている最も一般的な区域単位である行政区域を教育・保育提供区域として設定している。</p> <p>当該市町村は、「確保方策」の適切な設定のため、預かり施設の利用実績などの既存資料を基に各教育・保育提供区域における預かり施設の利用状況などの現状分析を実施し、待機児童が増加している地域の把握及び今後保育需要の増加要因となることが予測される事由についての把握・原因の分析、需要把握調査結果を基に、地域をまたいだ流出入率の算出や希望する送迎手段の把握を行い、これらの分析結果から、以下の現状を把握している。</p> <p>① 待機児童数はA地域が突出して多く、次いでB、C、D、Eの地域の順に多く、各地域とも1歳から2歳までの待機児童数が多い状況</p> <p>② 主要な駅（具体的な駅名を把握）周辺に待機児童が多く発生</p> <p>③ B地域では駅周辺のマンション地域で待機児童が発生。また、A地域の鉄道沿線その他一部の市街地形成区域で待機児童が多い。</p> <p>上記の要因は、i）これらの主要な駅は他の鉄道路線との乗換駅となっているために利便性が良好であること、ii）駅前等の市街地には適地が少なく、認可保育所の整備がしづらい状況にあることが考えられるため、以下のような、地域の特性を勘案した確保方策を設定し、待機児童の解消を図ることとしている。</p> <p>① 沿線主要駅周辺は特に待機児童数が多いため、重点地区として積極的な保育の受皿の確保を行っていく。また、他の地域についても必要な需要分析を行い、整備重点化地区を整理する。</p> <p>② 駅前や駅に近い地域は、保育需要が高いが土地や建物のスペースがとりづらい等の問題があることから、認可保育所の分園、小規模保育事業、認証保育所等も積極的に整備する。</p> <p>また、当該市町村は、特に待機児童の多い地域を「最優先」又は「優先」募集地域として定め、事業者を選定することで、認可保育所及び小規模保育事業について需要に応じた効率的な整備を行うこととしている。(1市町村)</p>
<p>2</p>	<p>当該市町村は、市町村計画における「確保方策」を設定するに当たって、各施設の利用定員を基本として設定しているが、2号認定及び3号認定に関しては、需要把握調査により算出した「量の見込み」に対して、なるべく正確な供給量を設定し、実態とのかい離を防ぐため、公立を除く市内の全ての私立保育所及び認定こども園に対して個別に訪問し、利用定員等に関するヒアリングを実施し、各施設と平成27年度以降の利用定員（3歳から5歳まで、1歳から2歳まで、0歳の年齢区分ごと）の設定について協議・調整を行い、「量の見込み」に対応できるよう利用定員を増減するなどして「確保方策」を設定している。(1市町村)</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である66市町村に聴取した結果について整理した。

表 2-1)-31 市町村において実態と合わない「確保方策」を設定している事例

1	<p>保育所の面積に対し、基準上利用させることができる最大の受入可能児童数（限界数値）を「確保方策」として用いている事例</p> <p>当該市町村は、市町村計画における保育（2号認定及び3号認定）の「確保方策」の設定に当たり、原則、平成26年4月1日時点の状況に基づき、面積基準（0歳児及び1歳児：ほふく室3.3㎡/1人、2歳児以上：保育室1.98㎡/1人）から、年齢区分ごとの受入可能人数を算出し、同数値を確保方策として設定している（注）。</p> <p>しかし、当該市町村に設置されている保育所のうち、21保育所については、面積基準に当てはめて算出された受入可能人数が、実際の受入可能上限である認可定員の合計数よりも508人多くなっている状況がみられた。</p> <p>（注） 当該市町村内の認可保育所は23施設ある（平成26年4月1日時点）が、そのうち2施設は、面積に余裕がないことから認可定員をそのまま受入可能人数として「確保方策」に計上している。</p> <p>表 当該市町村に設置されている21保育所の「確保方策」の設定状況等</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1" data-bbox="236 898 1412 1122"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">2号（保育）</th> <th colspan="2">3号（保育）</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>3～5歳</th> <th>1～2歳</th> <th>0歳</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積基準から算出した21施設の確保方策(A)</td> <td>2,306</td> <td>787</td> <td>100</td> <td></td> <td>3,193</td> </tr> <tr> <td>21施設の実際の認可定員(B)</td> <td colspan="4"></td> <td>2,685</td> </tr> <tr> <td>確保方策と認可定員の差 (A)-(B)</td> <td colspan="4"></td> <td>508</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 当省の調査結果による。</p>	区分	2号（保育）		3号（保育）		合計	3～5歳	1～2歳	0歳		面積基準から算出した21施設の確保方策(A)	2,306	787	100		3,193	21施設の実際の認可定員(B)					2,685	確保方策と認可定員の差 (A)-(B)					508
区分	2号（保育）		3号（保育）		合計																								
	3～5歳	1～2歳	0歳																										
面積基準から算出した21施設の確保方策(A)	2,306	787	100		3,193																								
21施設の実際の認可定員(B)					2,685																								
確保方策と認可定員の差 (A)-(B)					508																								
2	<p>「量の見込み」の数値とほぼ同数の「確保方策」を設定することとしており、各施設の利用状況や意向調査等の結果を踏まえたものとなっていない事例</p> <p>当該市町村は、市町村計画における保育（2号認定及び3号認定）及び放課後児童クラブの「確保方策」を目安として設定しており、需要把握調査結果や個別具体の施設ごとの定員を年度ごとに積み上げたものではないとしている。具体的には、平成29年度に待機児童をゼロにすることを目標に、まず同年度以降の「量の見込み」及び「確保方策」に過不足がないよう設定し、これを基準に27年度及び28年度の「確保方策」を設定している。</p> <p>しかし、当該市町村の平成26年度に作成された保育所等整備計画書（注）をみると、27年度は18施設の新設・増改築等で定員を1,030人増加させる内容となっていた。平成26年度の当該市町村の保育所等の定員は1万3,655人であるため、27年度の「確保方策」は1万4,685人となることが見込まれるが、市町村計画上の27年度の「確保方策」は1万9,268人とされており、整備計画書における定員増加の見込みと約4,500人の差があり、実際の整備計画の内容に合った「確保方策」の設定となっていない。</p> <p>なお、当該市町村の保育所等の定員の推移は1万5,524人（平成27年4月1日時点）、1万7,344人（28年4月1日時点）となっており、27年度の市町村計画の「確保方策」1万9,268人と28年4月1日時点の定員数である1万7,344人との差が1,924人生じている。</p> <p>（注） 児童福祉法第56条の4の2において、市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、当該市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園の</p>																												

整備に関する計画を作成することができるとされている。なお、当該整備計画は、保育所等整備交付金の交付申請時に提出するものである。

表 市町村計画における保育の「量の見込み」及び「確保方策」

(単位：人)

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(A)		19,360	20,804	22,248	22,736	23,223
	うち2号認定	10,536	10,951	11,366	11,506	11,646
	うち3号認定 (1・2歳児)	7,015	7,826	8,637	8,911	9,185
	うち3号認定 (0歳児)	1,809	2,027	2,245	2,319	2,392
確保方策(B)		19,268	20,758	22,248	22,736	23,223
	うち2号認定	10,516	10,941	11,366	11,506	11,646
	うち3号認定 (1・2歳児)	6,947	7,792	8,637	8,911	9,185
	うち3号認定 (0歳児)	1,805	2,025	2,245	2,319	2,392
過不足(B)－(A)		－92	－46	0	0	0
(参考) 定員(4月1日時点)		15,524	17,344	－	－	－

(注) 当該市町村の市町村計画及び資料を基に当省が作成した。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-1 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」
(平成 26 年 7 月 2 日付け内閣府告示第 159 号) (抜粋)

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本事項

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

1 (略)

2 子ども・子育て支援事業計画の作成のための体制の整備等

(一)～(二) (略)

(三) 市町村間及び市町村と都道府県との間の連携

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって、二の 2 の (二) の (1) に規定する市町村域を超えた教育・保育等の利用が行われている場合等必要な場合には、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、関係市町村と調整を行うこと。

都道府県は、法第六十一条第九項の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の協議を受け、調整を行うことにより、教育・保育施設及び地域型保育事業の整備等に関する広域調整を行う役割を有している。このため、子ども・子育て支援事業計画を作成する過程では、市町村と都道府県との間の連携を図ることが必要である。

具体的には、市町村は、四半期ごと等の都道府県が定める一定の期間ごとに、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の進捗状況等の都道府県が定める事項を、都道府県に報告すること。

また、市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するに当たって、私立幼稚園の運営の状況等を円滑に把握することができるよう、都道府県は、市町村に必要な支援を行うこと。

3～6 (略)

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされた事項は、次に掲げる事項その他別表第一に掲げる事項とする。

(略)

1 (略)

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) (略)

(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域ごと及び次のアからウまでに掲げる区分ごとに、それぞれ次のアからウまでに掲げる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

(略)

なお、当該市町村に居住する子どもについて、他の市町村の教育・保育施設又は地域型保育事業により教育・保育の利用を確保する必要があると見込まれる場合には、あらかじめ、当該他の市町村と調整を行うとともに、必要に応じて、都道府県が広域的な観点から市町村間の調整を行うこと。

(略)

三 (略)

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定めることとされた事項は、次に掲げる事項その他別表第五に掲げる事項とする。

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) 各年度における教育・保育の量の見込み

(略)

なお、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に当たっては、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における見込みの数値と整合性がとれるよう、一の2の(三)に基づき都道府県は市町村に、一定期間ごとに報告を求める等の連携を図るとともに、広域的な観点から市町村子ども・子育て支援事業計画を調整する必要があると認められる場合には、十分な調整を図ること。

(略)

(注) 下線は、当省が付した。

表 2-(2)-2 「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」
(平成 26 年 1 月 20 日付け内閣府事務連絡)(抜粋)

<3>提供体制の確保の方策及びその実施時期

I 教育・保育

1. 広域利用の取扱い

基本指針(案)において、「当該市町村に居住する子どもについて、他の市町村の教育・保育施設又は地域型保育事業により教育・保育の利用を確保する必要があると見込まれる場合には、あらかじめ、当該他の市町村と調整を行うとともに、必要に応じて、都道府県が広域的な観点から市町村間の調整を行うこと」とされているが、当該調整が整った場合の計画は以下のように取り扱うこと。

【A 市子ども・子育て支援事業計画】

		27 年度			28	29	30	31
		1 号	2 号	3 号	・・・	・・・	・・・	・・・
量の見込み		500 人	500 人	300 人	・・・	・・・	・・・	・・・
確保 方 策	特定教育・保育施設	市内 350 人 <u>B 市</u> <u>100 人</u> C 市 50 人	市内 450 人 <u>B 市</u> <u>10 人</u> C 市 20 人	市内 200 人	・・・	・・・	・・・	・・・
	特定地域型保育事業			市内 50 人 D 市 20 人	・・・	・・・	・・・	・・・

【B 市子ども・子育て支援事業計画】

		27 年度			28	29	30	31
		1 号	2 号	3 号	・・・	B 市居住の子ども (=B 市に確保義務あり) に係る量の見込みを記載		
量の見込み		1000 人	1100 人	800 人	・・・	B 市居住の子ども (=B 市に確保義務あり) に係る量の見込みを記載		
(他市町村の子ども)		<u>A 市</u> <u>100 人</u> E 市 30 人	<u>A 市</u> <u>10 人</u>	—				
確保 方 策	特定教育・保育施設	市内 1000 人	市内 1100 人	市内 200 人	・・・	B 市居住の子ども (=B 市に確保義務あり) に係る確保方策を記載		
	(他市町村の子ども)	130 人	10 人					
	特定地域型保育事業			市内 800 人	・・・	B 市居住の子ども (=B 市に確保義務あり) に係る確保方策を記載		
	(他市町村の子ども)			E 市 10 人				

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(2)-3 需給調整の考え方に関する関係法令

○ 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成 26 年 7 月 2 日付け内閣府告示第 159 号)(抜粋)

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本事項

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

(略)

1 (略)

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) (略)

(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) (略)

(2) 市町村の認可に係る需給調整の考え方

ア 市町村の認可に係る需給調整の基本的考え方

市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)は、児童福祉法第三十四条の十五第五項の規定により、地域型保育事業に関する認可の申請があった場合において、当該地域型保育事業を行う者が所在する教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。以下イにおいて同じ。)の利用定員の総数(法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数(当該年度に係る同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該認可申請に係る地域型保育事業所の設置によってこれを超えることになると認めるときは、地域型保育事業の認可をしないことができる。

この際、市町村長は、当該認可申請に係る地域型保育事業所が、児童福祉法第三十四条の十五第三項の規定に基づく基準に該当し、かつ、同法第三十四条の十六第一項の条例で定める基準に適合している場合は、認可するものとしてとされているため、認可に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要である。

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)(抜粋)

第 3 条 幼稚園又は保育所等の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事(保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定める場合)にあっては、都道府県の教育委員会。以下この章及び第四章において同じ。)の認定を受けることができる。

2~6 (略)

7 都道府県知事は、第一項又は第三項及び第五項に基づく審査の結果、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合しており、かつ、その申請をした者が第五項各号に掲げる基準（その者が学校法人又は社会福祉法人である場合にあっては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるとき（その申請をした者が国又は市町村である場合にあっては、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合していると認めるとき）は、第一項又は第三項の認定をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項又は第三項の認定をしないことができる。

一 当該申請に係る施設の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号により当該都道府県が定める区域をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認めるとき。

二 当該申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認めるとき。

三 当該申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認めるとき。

8・9 （略）

第17条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2～5 （略）

6 都道府県知事は、第一項及び第二項に基づく審査の結果、その申請が第十三条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、第二項各号に掲げる基準に該当しないと認めるときは、第一項の設置の認可をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子

ども・子育て支援事業支援計画（指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第一項の規定により当該指定都市等の長が定める市町村子ども・子育て支援事業計画。以下この項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項の設置の認可をしないことができる。

- 一 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域（指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該指定都市等が定める教育・保育提供区域をいう。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。
- 二 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。
- 三 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。

7 （略）

○ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

第 34 条の 15 （略）

2～4 （略）

- 5 市町村長は、第三項に基づく審査の結果、その申請が次条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第三項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第二項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）における特定地域型保育事業所（同法第二十九条第三項第一号に規定する特定地域型保育事業所をいい、事業所内保育事業における同法第四十三条第一項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）が、同法第六十一条第一項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援

事業計画において定める 当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、第二項の認可をしないことができる。

6・7 （略）

第35条 （略）

2～7 （略）

8 都道府県知事は、第五項に基づく審査の結果、その申請が第四十五条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その設置者が第五項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第四項の認可をするものとする。ただし、都道府県知事は、当該申請に係る保育所の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、同法第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る保育所の設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。

9～12 （略）

(注) 下線は、当省が付した。

表 2-(2)-4 市町村における市町村計画への広域利用の反映状況

(単位：市町村)

反映している市町村	17
うち教育のみを反映 (A) (注3)	10
うち保育 (2・3 認定)のみを反映 (B)	1
うち (A) 及び (B) の双方を反映	6
未反映の市町村	49

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 66 市町村について整理した。
 3 「うち教育のみを反映」欄は、認定こども園及び幼稚園（新制度に移行していない私立幼稚園も含む。）の広域利用を示す。

表 2-(2)-5 市町村計画に広域利用を反映している 17 市町村の反映内容

(単位：人)

市町村	教育				保育			
	「量の見込み」		「確保方策」		「量の見込み」		「確保方策」	
	全体	うち広域利用	全体	うち広域利用	全体	うち広域利用	全体	うち広域利用
①	6,050	600	7,558	125	-	-	-	-
②	7,364	643	7,983	1,156	4,957	12	3,976	36
③	5,270	215	5,186	638	-	-	-	-
④	4,009	90	4,009	90	4,879	85	4,536	120
⑤	3,798	502	5,974	459	5,857	29	5,505	56
⑥	2,418	793	3,959	793	5,176	497	5,453	497
⑦	1,937	200	2,112	250	-	-	-	-
⑧	1,229	150	1,229	790	-	-	-	-
⑨	-	-	-	-	-	-	5,287	130
⑩	5,765	664	6,641	571	-	-	4,999	30
⑪	4,972	140	5,821	140	-	-	-	-
⑫	1,780	40	2,455	50	-	-	-	-
⑬	2,815	80	2,905	80	3,995	50	3,255	50
⑭	23,728	353	23,728	353	-	-	-	-
⑮	2,162	413	2,162	711	-	-	-	-
⑯	-	-	1,124	105	-	-	-	-
⑰	881	221	881	221	-	-	-	-

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 66 市町村のうち、市町村計画に教育又は保育の広域利用を反映している 17 市町村について整理した。
 3 「教育」欄は、2号認定のうち教育ニーズ（幼稚園利用希望）を含んでいる。ただし、⑥及び⑭の市町村については、2号認定のうち教育ニーズの部分が不明であるため、当該部分は「保育」に含んでいる。
 4 「-」は、市町村計画に反映していないことを示す。

表 2-(2)-6 市町村における市町村計画に広域利用を反映していない理由

(保育・教育部分共通)
① 保育及び幼稚園の広域利用について、市町村間の相互の利用実態がほぼ同数であり相殺され、市町村計画には支障がないため (12 市町村)
(保育部分)
② 自市町村内に待機児童が生じており、自市町村からの申請者の入所が優先される中、他市町村からの申請者の入所が困難であるため (13 市町村)
③ まずは自市町村内の需給に応じた施設整備が最優先であるため (2 市町村)
④ 広域利用は、里帰り出産時の利用がある程度で、実際に広域利用をしている者は少ない、又は一部の対象者に限られるため (28 市町村)
⑤ 自市町村民が他市町村の施設を利用する方が大幅に多く、市町村内の施設整備に影響がないため (1 市町村)
⑥ 広域利用の申請において、事前に断ったケースはほとんどないため (1 市町村)
(教育部分)
⑦ 広域利用は特定の教育熱心な者に限られるなど、利用実態が少ないため (3 市町村)
⑧ 幼稚園の広域利用については、施設に余裕があり施設整備に影響がないため (2 市町村)
⑨ 関係市町村との調整を行う時間的余裕がなかったため (2 市町村)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 66 市町村から市町村計画に教育及び保育の両方の広域利用を反映している 6 市町村を除いた 60 市町村のうち、未反映の理由が把握できた 49 市町村について整理した。

3 複数回答があるため、各項目の合計は、49 市町村と一致しない。

表 2-(2)-7 市町村計画の広域利用に係る数値について、市町村間等で整合性が取れていない事例

① 他市町村と調整をした上で、市町村計画に広域利用に係る数値を反映しているが、相手の市町村計画には数値が反映されていない事例 (1 市町村)	
	<p>当該市町村は、当該市町村が所在する都道府県から得た私立幼稚園における広域利用の実態(注)を市町村計画における 1 号認定の広域利用として反映している。反映するに当たって当該市町村は、隣接する市町村に口頭により了解を得たとしているが、うち 1 市町村の市町村計画には広域利用の数値(当該市町村からみて「量の見込み」が 8 人、「確保方策」が 6 人)が隣接する市町村計画に反映されていないため、両市町村の市町村計画間で整合性が取れていない。</p> <p>(注) 本事例の都道府県は、市町村に対して私立幼稚園の広域利用の実態について情報提供することを目的に、都道府県内の協力が得られた私立幼稚園における広域利用の実態把握を行い、把握した結果を都道府県内市町村に対して情報提供しており、広域利用のある市町村においては、関係する市町村と必要な調整を実施するよう依頼している。</p>
② 市町村計画において、他市町村と調整をしていないにもかかわらず、市町村外における確保方策を設定している事例 (2 市町村)	
i	<p>当該市町村は、需要把握調査結果を基に、広域利用に係る「確保方策」を設定し、当該市町村の市町村計画に反映(130 人分)している。しかし、他市町村と調整を行う時間的余裕がなかったため、調整を行わずに反映されたものとなっている。</p>
ii	<p>当該市町村は、市町村内に私立幼稚園がなく、今後も新設計画はないため、1 号認定の「確保方策」に他市町村分(221 人)を反映している。しかし、当該市町村は広域利用を市町村計画に反映するに当たって、他市町村との調整を行っていない。</p>
③ 市町村計画には広域利用の実態を反映したものの、都道府県には反映前の数値が伝えられていたため、都道府県計画に広域利用の数値が反映されておらず、市町村計画と都道府県計画で整合性が取れていない事例 (1 都道府県、1 市町村)	
	<p>当該市町村が所在する都道府県は、1 号認定の提供区域を都道府県内の市町村別に設定しており、都道府県計画は、各市町村から提供された「量の見込み」及び「確保方策」の数値を積み上げて反映している。</p> <p>しかし、当該市町村は、自らの市町村計画には広域利用の数値(「量の見込み」が 40 人、「確保方策」が 50 人)を反映しているものの、当該都道府県に提供した数値には広域利用の数値が反映されていなかったため、市町村計画及び都道府県計画においては整合性が取れていない。なお、当該市町村は、当該都道府県に提供するデータに広域利用の数値を含めるよう指示を受けたことはないとしている。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 66 市町村のうち、市町村計画に広域利用の状況を反映している 17 市町村に聴取した結果について整理した。

表 2-(2)-8 市町村における広域利用の把握状況

(単位：市町村)

認定区分等別	自市町村から 他市町村への利用			他市町村から 自市町村への利用		
	把握	未把握	合計	把握	未把握	合計
1号認定 (注3)	43 (87.8%)	6 (12.2%)	49 (100%)	33 (67.3%)	16 (32.7%)	49 (100%)
幼稚園 (注4)	22 (68.8%)	10 (31.3%)	32 (100%)	22 (68.8%)	10 (31.3%)	32 (100%)
保育認定 (2・3号認定) (注5)	58 (89.2%)	7 (10.8%)	65 (100%)	58 (89.2%)	7 (10.8%)	65 (100%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「1号認定」及び「保育認定」欄は、当省の調査日時点（平成27年8月から11月までの間）の市町村別の広域利用の把握状況である。また、「幼稚園」欄は、都道府県からの情報提供など当省の調査日時点以前の広域利用の状況を含めた市町村別の広域利用の把握状況である。

3 「1号認定」欄は、新制度に移行した幼稚園及び認定こども園の広域利用の把握状況であり、自市町村内に新制度に移行した幼稚園及び認定こども園があり、広域利用の把握状況が確認できた49市町村について作成した。

4 「幼稚園」欄は、新制度に移行していない私立幼稚園の広域利用の把握状況であり、広域利用の把握状況が確認できた32市町村について作成した。

5 「保育認定」欄は、調査対象である66市町村のうち、広域利用の把握状況が確認できた65市町村について整理した。

6 ()内は、それぞれの「合計」に占める割合を示し、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

表 2-(2)-9 教育部分の広域利用を市町村計画に反映している市町村における反映方法

市町村計画への反映方法	市町村数
都道府県から提供された私立幼稚園の広域利用の情報を基に市町村計画に反映	6
需要把握調査における広域利用状況及び利用希望を基に算出した内容を市町村計画に反映	5
新制度に移行している幼稚園の実態に基づき、市町村計画に反映	2
広域利用があると見込まれる他市町村と相互の利用実態を把握・調整し、調整した内容を市町村計画に反映	2
独自に算出した内容を基に市町村計画に反映	1
合計	16

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表 2-(2)-4において、教育部分の広域利用を反映している16市町村(市町村計画に広域利用を反映している17市町村のうち、保育(2・3号認定)のみ反映している1市町村を除いた数)について作成した。

3 「都道府県から提供された私立幼稚園の広域利用の情報を基に市町村計画に反映」欄について、広域利用の情報を市町村に提供している都道府県は、4都道府県であり、そのうち2都道府県では、各都道府県内で2市町村が情報を活用しているため、市町村数は6となっている。

表 2-(2)-10 都道府県における広域利用の調整に関する取組や意見等

広域利用の調整の関与に積極的な都道府県の取組	
1	都道府県内の市町村が幼稚園に係る広域利用を見込んでいる場合に、その需要の見込みを関係する市町村の市町村計画に盛り込むよう、市町村間の調整を行っている。また、市町村に対してヒアリングを行い、その結果、市町村計画に幼稚園の広域利用を盛り込むべきと考えられる市町村に対し、関係市町村間で調整するよう働きかけを行った。うまく調整できなかった市町村については、都道府県が当該市町村と調整を行い、市町村計画に盛り込むこととなった。
2	幼稚園及び保育所の広域利用調査を実施し、各市町村に情報提供している。また、市町村計画の作成に関して、1市町村から、周辺市町村との間の広域利用実績が把握できないとして、支援を求められたため、広域利用の調整は、関係市町村間での調整を原則としているものの、本件は対象者数が多いことから市町村間の調整が困難であると判断し、都道府県自ら関係市町村に照会し、広域利用のデータを関係市町村に提供した。その結果、提供した情報を市町村計画に盛り込んだ市町村がある。
3	市町村が市町村計画を作成する際に広域利用の状況を把握し、その状況を市町村計画に反映しているかを確認するに当たっての基礎資料とするため、都道府県内の市町村の私立幼稚園、認定こども園及び保育所の広域利用の状況を把握して当該調査結果を都道府県内の市町村に提供し、必要に応じて市町村間において広域利用の調整を行い、広域利用の実態を市町村計画に盛り込むように助言した。また、市町村計画の内容を確認した際、A市町村の市町村計画では、B市町村の広域利用を見込んでいるにもかかわらず、B市町村の市町村計画では広域利用の受入れが見込まれておらず、連携が図られていなかったため、市町村間での連携を図るよう働きかけを行った。
4	各市町村と協議した際、市町村計画において広域利用を見込んで「確保方策」を設定しているが関係市町村との連携が図られていないことが判明した場合は、関係市町村と協議し合意を得た上で市町村計画に記載するよう助言した。
5	把握した広域利用の状況を各市町村に提供した上で、10人以上の広域利用がある市町村については関係市町村間で調整を図るよう求めた結果、提供した情報を市町村計画に盛り込んだ市町村がある。
6	広域利用が多いとみられる市町村に対しては、広域利用に配慮して市町村計画を検討するよう、口頭で助言した。1市町村に対しては、従来から市町村内に病児保育施設がなく、他市町村の施設を利用している一方で、市町村計画の案には病児保育施設の整備に取り組む旨の記載がなかったため、盛り込むよう依頼し、市町村計画に盛り込むこととなった。
7	私立幼稚園及び保育所の広域利用の状況調査を実施し、当該調査結果に基づき、幼稚園及び保育所の広域利用の状況を市町村に説明し、市町村計画の作成に必要な情報を提供している。
8	都道府県独自に広域利用の調整の進め方を示した実施要領を作成し、市町村に対して広域利用の調整の依頼を行い、当該広域利用の調整の結果を把握した。
9	市町村の広域利用については、必要に応じて市町村間の調整を支援する等の取組を実施している。
10	市町村間の広域利用の調整の内容については、調整元・調整先に確認した上で都道府県計画に

	反映した。
広域利用の調整の関与に消極的な都道府県の意見	
11	広域利用の需要把握については市町村の業務であり、指導する立場にはないため、連携に向けた働きかけを行っていない。
12	原則として各市町村で必要とする保育サービスは、各市町村で整備することを原則とし、広域利用の必要が生じた場合には、関係する市町村で調整を行うものと考えていること、また、都道府県が仮に広域利用の調整を実施した場合、各市町村の地域の実情に応じた市町村計画の作成や施設の整備の妨げとなることが考えられることから、特に都道府県としての支援を行うことは考えていない。
13	広域利用の調整は、各市町村で行われ、適切に市町村計画に反映されていると考えている。広域利用の調整については、当然、市町村の方が実態を分かっており、地方版子ども・子育て会議で審議されているはずなので、都道府県として細かく口を出すものではない。
その他の意見等（広域利用が少ないため必要性が乏しい等）	
14	都道府県内の広域利用の状況については把握しており、保育については広域利用の割合が小さいことから、都道府県として、広域利用の需要を調整する必要性は乏しいと考えている。
15	以前は、市町村に広域利用の調整を推奨した時期もあったが、現在の仕組みでは市町村間の個別協議で保育施設等への受入れが可能なので、広域利用の調整の仕組みをあらかじめ構築する必要は乏しい。
16	広域利用の多い市町村間でも10人程度のため、あえて市町村計画の見込みとして盛り込むほどの量ではないとの認識しており、市町村に対する指導も特に実施していない。
17	広域利用に係る協定を締結している市町村も複数あるが、いずれも受入側となる市町村に待機児童が生じているために、広域利用が行われていないのが現状であることから、待機児童が解消するまでは、広域利用の需要把握を行ってもそれを市町村計画に反映できない。

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 調査対象である19都道府県について整理した。

表 2-(2)-11 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

第 6 条の 3 （略）

1～12 （略）

13 この法律で、病児保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となつた小学校に就学している児童であつて、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において、保育を行う事業をいう。

14 （略）

第 21 条の 8 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の实情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようによりすることその他の地域の实情に応じた体制の整備に努めなければならない。

第 21 条の 9 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

一～三 （略）

第 34 条の 18 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、病児保育事業を行うことができる。

2 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 国及び都道府県以外の者は、病児保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(注) 下線は、当省が付した。

表 2-(2)-12 全国における病児保育事業の実施状況

平成 26 年度 病児保育事業実施箇所数(A)	1,839 か所
平成 27 年度 病児保育事業市町村数(B)	792 市町村
平成 27 年度 病児保育事業延べ利用人数(C)	612,495 人

- (注) 1 (A)の値は、内閣府の「子ども・子育て支援新制度について」(平成 28 年 4 月)による。
 2 (B)及び(C)の値は、内閣府の「地域子ども・子育て支援事業の実施状況(平成 27 年度)について」(平成 28 年 7 月 28 日に内閣府が開催した子ども・子育て会議資料)による。

表 2-(2)-13 市町村における病児保育事業の実施状況

施設設置数	市町村数
0 施設	4 (6.1%)
1 施設	23 (34.8%)
2～ 5 施設	31 (47.0%)
6～10 施設	4 (6.1%)
11 施設以上	4 (6.1%)
合計	66 (100%)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 66 市町村における、当省の調査日時点(平成 27 年 8 月から 11 月までの間)の状況について整理した。
 3 ()内は、「合計」に占める割合を示し、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない。

表 2-(2)-14 病児保育施設の稼働率の分布（平成 26 年度）

稼働率	全体	広域利用を認める施設数	広域利用を認めない施設数
10%未満	24(11.7%)	6	18
うち 1%未満	5(2.4%)	2	3
10%以上 20%未満	22(10.7%)	10	12
20%以上 30%未満	34(16.6%)	13	21
30%以上 40%未満	29(14.1%)	15	14
40%以上 50%未満	21(10.2%)	12	9
50%以上 60%未満	17(8.3%)	10	7
60%以上 70%未満	16(7.8%)	12	4
70%以上 80%未満	18(8.8%)	10	8
80%以上 90%未満	7(3.4%)	7	0
90%以上	17(8.3%)	11	6
合計	205(100%)	106	99

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 66 市町村に設置されている 221 病児保育施設のうち、広域利用の認否が明らかであり、稼働率が確認できた 205 施設について整理した。
 3 稼働率の算出式は、「年間延べ利用者数 / (年間開設日数 × 定員数) × 100」(%) とした。
 4 () 内は、「合計」に占める割合を示し、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない。

表 2-(2)-15 稼働率が低くなっている理由

理由	施設数
病児保育事業自体が周知不足であるため	4 (33.3%)
インフルエンザ等が流行する時期には利用者が多いものの、それ以外の時期には利用者が定員に満たないため	3 (25.0%)
インフルエンザ等の感染症の子どもが利用する際に相部屋にすることができず、複数の感染症の子どもを受け入れることができないため	3 (25.0%)
利用日当日のキャンセルにより、児童が預かれなくなるため	3 (25.0%)
保育室の開所時間が、利用者が希望する時間帯に対応していないと考えられるため	1 (8.3%)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 221 病児保育施設のうち、平成 26 年度の稼働率が全国平均である 45.0% (「病児保育事業について」(平成 26 年 1 月 24 日に内閣府が実施した子ども・子育て支援新制度説明会資料)において示されている平成 24 年度病児対応型の病児保育施設の稼働率による。) より低い 12 施設について整理した。
 3 複数回答があるため、各項目の合計は、12 施設と一致しない。
 4 () 内は、12 施設に占める割合を示す。

表 2-(2)-16 病児保育施設における広域利用の認否の状況（平成 26 年度）

区分	施設数
広域利用を認めている施設	108 (51.7%)
広域利用を認めていない施設	101 (48.3%)
合計	209 (100%)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 66 市町村に設置されている 221 病児保育施設のうち、広域利用の認否が確認できた 209 施設について整理した。
 3 所在地市町村以外の市町村に居住する住民の利用を認めている施設を「広域利用を認めている施設」に計上し、所在地市町村以外の市町村に居住する住民のうち所在地市町村の保育所に通園している児童に限定している施設については「広域利用を認めていない施設」に計上した。
 4 () 内は、「合計」に占める割合を示す。

表 2-(2)-17 病児保育施設における広域利用者数（平成 26 年度）

区分	利用者数
所在地市町村内の利用者数	50,252 (93.0%)
所在地市町村外からの利用者数	3,755 (7.0%)
総利用者数	54,007 (100%)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 表 2-(2)-16 の広域利用を認めている 108 病児保育施設のうち、市町村が施設の広域利用者の年間延べ利用者数を把握している 62 施設を対象とした。
 3 () 内は、「総利用者数」に占める割合を示す。

表 2-(2)-18 病児保育施設の年間平均稼働率の状況（平成 26 年度）

区分	全体	広域利用を認める施設	広域利用を認めない施設
年間平均稼働率	45.4%	51.7%	36.7%

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 66 市町村に設置されている 221 病児保育施設のうち、広域利用の認否が明らかであり、稼働率が確認できた 205 施設について整理した。
 3 稼働率の算出式は、表 2-(2)-14 の (注) 3 に同じ。

表 2-(2)-19 病児保育施設において広域利用を認めていない理由

理由	施設数
市町村間における広域利用の調整が未実施であること等により、市町村から補助が受けられないことを理由とするもの	3
市町村から委託を受けて事業を実施しており、市町村の方針によることを理由とするもの	5
うち市町村が広域利用を認めるのであれば広域利用の実施を前向きに検討したいとするもの	3
保護者が自宅近隣の施設を希望しているなど、広域利用の需要がないことを理由とするもの	2
繁忙期には市町村内の利用者で満員となっており、広域利用者を受け入れる余裕がないことを理由とするもの	3

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 21 病児保育施設のうち、広域利用を認めていない 11 施設について整理した。
 3 複数回答があるため、各項目の合計は、11 病児保育施設数と一致しない。

表 2-(2)-20-1 市町村間における病児保育事業の広域利用の調整状況

調整済	未調整	うち広域利用未実施	合計
		7 (11.7%)	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 66 市町村のうち、病児保育事業の広域利用に関する調整の状況が確認できた 60 市町村について整理した。
 3 () 内は、「合計」に占める割合を示す。

表 2-(2)-20-2 広域利用の協定を締結し、稼働率が向上した事例

平成 25 年頃に近隣の A 市町村から所在地都道府県に対して、病児保育施設の市町村間の広域利用の調整を求める働きかけがあったことから、A 市町村の病児保育施設に住民の利用実績があった当該市町村にも協定締結の提案があり、当該市町村は、平成 27 年 3 月 31 日に A 市町村を含む近隣 8 市町村で病児保育事業の相互利用に関する協定を締結している。

この結果、当該市町村の病児保育施設では、下表のとおり、平成 26 年度に A 市町村から 20 人の利用実績があったが、協定締結後の 27 年度の 4 月から 7 月までの 4 か月間では、A 市町村から 42 人の利用実績があり、A 市町村からの利用実績が大幅に増加しており、協定締結が稼働率の向上の一因となっていると考えられる。

表 当該市町村の病児保育施設の開設状況

年度	広域利用者数 (人)	年間延べ利用者数 (A) (人)	年間開設日数 (B) (日)	定員数 (C) (人)	稼働率 (A/(B×C)) (%)
平成 26 年度	20 (2.5%)	815	289	4	70.5
27 年度 (4 月～7 月末時点)	42 (11.1%)	378	100	4	94.5

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「広域利用者数」欄の () 内は、当該市町村にある病児保育施設の全利用者に占める広域利用者の割合を示す。

表 2-(2)-20-3 病児保育施設における広域利用の利用料金の徴収状況

1 市町村間における広域利用の調整の有無による利用料金の差

利用料金	市町村間で広域利用調整済	市町村間で広域利用未調整		合計
		広域利用者が補助対象	広域利用者が補助対象外	
所在地市町村の利用者と同額	18	13	4	35
所在地市町村の利用者より高額	1	1	21	23
合計	19	14	25	58

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 66 市町村に設置されている 221 病児保育施設のうち、広域利用の状況が把握でき、かつ広域利用者の利用料金が補助対象であるかどうかを確認できた 58 施設について整理した。
 3 58 施設のうち、9 施設については、直接事業者に調査して把握し、残りの 49 施設については、所在地市町村への聴取及び病児保育施設のホームページの確認により把握した。
 4 「所在地市町村の利用者と同額」には、広域利用者が低所得者減免の対象とならない施設を含む。
 5 時間単位で利用料金が定められている施設については、施設の開所時間から閉所時間まで利用した場合を想定して金額を比較している。

2 広域利用者料金が所在地市町村内利用者料金の 2 倍を超えるものの例

所在地市町村内の利用者の料金	広域利用者の料金	左記に該当する施設数
2,000 円	6,400 円 (注 3)	1 施設
2,000 円	5,000 円 (注 4)	2 施設

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 上記 1 の表において、市町村間での広域利用の調整がなく、広域利用者が補助を受けていないことにより、「広域利用者の料金」が「所在地市町村内の利用者の料金」よりも高額となっている 21 病児保育施設のうち、「所在地市町村内の利用者の料金」と「広域利用者の料金」との差額が 2 倍を超える 3 施設を対象とした。
 3 広域利用者の料金が 6,400 円となっている 1 施設は、利用料金が 1 時間当たり 800 円と設定されており、当該施設の開所時間から閉所時間まで (8 時間) 利用した場合を想定して算出している。
 4 広域利用者の料金が 5,000 円となっている 2 施設は、利用時間に関係なく、利用 1 回当たりの料金を示す。